

# 岐阜県公報

号外 (一) 令和七年三月二十五日

## 目次

### 条 例

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	六 <sup>ハシ</sup>
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	七
岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例	(同)	七四
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(法務・情報公開課)	七四
岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	七七
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	七七
岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例等の一部を改正する条例	(デジタル戦略推進課)	七八
岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(健康福祉政策課)	七八
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(感染症対策推進課)	八〇
岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例	(業務水道課)	八〇

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	八二
岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(子ども家庭課)	八二
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	八七
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(産業イノベーション推進課)	八九
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	九〇
岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例	(警 務 課)	一一二
岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(交通規制課)	一一二
岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議事調査課)	一一三

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) ときは翌日

令和七年三月二十五日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第一号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

1 県職員の定数を四二人減員することとした。

(内訳)

(一) 増員するもの

ア 知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。) 二四人

イ 教育委員会の事務部局 八人

(二) 減員するもの

ア 学校 七〇人

イ 警察 四人

2 育児休業等をしている職員が職務に復帰した場合に、その復帰の日の属する年度内に限り定数の外に置くことができる職員の範囲を、警察官以外の職員にも拡大することとした。(第二条関係)

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を九九人増員することとした。

(内訳)

1 小学校、中学校及び義務教育学校 三七人

2 特別支援学校 六二人

三 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二号)

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(一) 子のある職員が当該子を養育するために請求した場合に、任命権者が時間

外勤務をさせてはならない職員の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大することとした。(第三七条の三関係)

(二) 国家公務員に準じて、次の措置を講ずることを任命権者に義務付けることとした。(第四八条の二及び第四八条の三関係)

ア 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認

イ 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供

ウ 勤務環境の整備(研修等の開催、相談窓口の設置等)

(三) その他所要の規定の整備を行うこととした。

2 岐阜県職員の育児休業等に関する条例

所要の規定の整備を行うこととした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。  
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三号)

一 岐阜県人事委員会の令和六年二月一九日付けの給与についての勧告等に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 給料表を改定し、職務や職責をより重視した内容に見直すこととした。

2 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を子一人につき月額一三、〇〇〇円に引き上げることとした。

3 地域手当について、支給割合を見直すこととした。

4 通勤手当について、一月当たりの支給限度額を一五〇、〇〇〇円に引き上げるとともに、新幹線、高速道路等に係る特別料金の支給要件を見直すこととした。

5 管理職員特別勤務手当について、平日深夜の支給対象時間帯を午後一〇時から翌日の午前五時までの間に拡大することとした。

6 寒冷地手当について、支給地域を見直すこととした。

7 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当等を新たに支給することとした。

8 特定任期付職員に支給する特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給することとした。

9 その他所要の規定の整備を行うこととした。

- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。  
岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例（条例第四号）
- 一 清流の国推進部の名称を総合企画部とすることとした。（第一条及び第二条関係）
- 二 エネルギーに関する事務を環境生活部の分掌事務とし、同部の名称を環境エネルギー生活部とすることとした。（第一条及び第二条関係）
- 三 子ども・女性部を設置することとした。（第一条及び第二条関係）
- 四 スポーツに関する事務を清流の国推進部から、文化及び芸術に関する事務を環境生活部からそれぞれ観光国際部へ移管し、同部の名称を観光文化スポーツ部とすることとした。（第一条及び第二条関係）
- 五 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第五号）
- 一 「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、次の二八条例について所要の規定の整理を行うこととした。
- 1 岐阜県職員退職料給与条例
- 2 岐阜県職員の分限に関する条例
- 3 岐阜県職員退職手当条例
- 4 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 5 岐阜県青少年健全育成条例
- 6 集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例
- 7 岐阜県迷惑行為防止条例
- 8 岐阜県立自然公園条例
- 9 岐阜県屋外広告物条例
- 10 岐阜県公害防止条例
- 11 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例
- 12 岐阜県自然環境保全条例
- 13 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例
- 14 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- 15 岐阜県情報公開条例
- 16 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例

- 17 岐阜県希少野生生物保護条例
- 18 岐阜県暴走族等の根絶に関する条例
- 19 岐阜県埋立て等の規制に関する条例
- 20 岐阜県統計調査条例
- 21 岐阜県暴力団排除条例
- 22 岐阜県使用済金属類営業に関する条例
- 23 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例
- 24 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例
- 25 岐阜県行政不服審査会条例
- 26 岐阜県個人情報保護の保護に関する法律施行条例
- 27 岐阜県個人情報保護審査会条例
- 28 岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
- 二 この条例は、令和七年六月一日から施行することとした。  
岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）
- 一 消防団協力事業所を有する者のうち一定の要件を満たす者に対する事業税の課税の特例について、その適用期間を三年延長することとした。（第三条及び第四条関係）
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。  
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）
- 一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。（別表第一関係）
- 1 農地・農業関係（「農地法」一項目）
- 2 保健・福祉関係（「母子及び父子並びに寡婦福祉法」一項目）
- 3 環境・生活関係（「特定非営利活動促進法」二七項目）
- 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。  
岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第八号）
- 一 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行

政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、次の三条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

2 岐阜県個人番号の利用等に関する条例

3 岐阜県議会の保有する個人情報保護に関する条例

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第九号）

一 「栄養士法」の一部改正に伴い、次の一五条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

2 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

3 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

4 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

5 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

6 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

7 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

8 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

9 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

10 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

11 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

12 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

13 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

14 岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

15 岐阜県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第一〇号）

一 保健所及び保健環境研究所において行う衛生試験等に関する事務に係る手数料の額を改定することとした。（別表第一関係）

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第一一号）

一 「水道法施行令」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。

1 県営水道用水供給事業における布設工事監督者の資格要件を見直すこととした。（第二三関係）

2 県営水道用水供給事業及び県が設置する専用水道における水道技術管理者の資格要件を見直すこととした。（第四三関係）

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第一二号）

一 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める内閣府・文部科学省・厚生労働省令の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の適用期間を二年延長することとした。（附則第四項関係）

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第一三三号）

一 「児童福祉法」の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第一四号）

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、次のとおり省令の改正内容に準じた改正を行うこととした。



- 1 母子生活支援施設の設置者が入所中の児童に係る給付金として支払を受けた金銭の管理について定めることとした。(第一六条関係)
  - 2 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設において自立支援計画を策定する際には、意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見又は意向を勘案しなければならないこととした。(第三二条、第四〇条、第六二条、第九二条及び第一〇二条関係)
  - 3 里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定めることとした。(第一〇九条の二、第一〇九条の七関係)
- 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一五号)
- 一 県の試験研究機関において行う工業試験等に関する事務に係る手数料について、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)
- 1 高精度熱膨張に係る窯業試験手数料等を新たに徴収することとした。
  - 2 熱膨張に係る窯業試験手数料等を廃止することとした。
  - 3 工業試験に係る報告書等の郵送を必要とする場合の加算額を改定することとした。
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一六号)
- 一 「建築基準法」の一部改正に鑑み、建築確認申請等手数料等の額を改定することとした。(別表第一関係)
- 二 一級建築士事務所登録簿登録手数料等の額を改定することとした。(別表第一関係)
- 三 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)
- 1 建築確認申請等手数料について、建築物エネルギー消費性能基準への適合を確認する場合の加算額を定めることとした。
  - 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、一戸建ての住宅等に係る手数料を新たに徴収することとした。
  - 3 軽微変更該当証明書交付手数料について、名称を性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料に変更するとともに、一戸建ての住宅等に係る手数料を新たに徴収することとした。

- に徴収することとした。
- 4 性能表示認定申請手数料を廃止することとした。
- 四 低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定について、次のとおり規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)
- 1 仕様・計算併用法により評価する場合の手数料の額を定めることとした。
  - 2 軽微変更該当証明書の交付手数料を新たに徴収することとした。
- 五 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額を改定することとした。(別表第一関係)
- 六 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 七 一及び三から六までは令和七年四月一日から、二は令和七年七月一日から施行することとした。
- 岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例(条例第一七号)
- 一 地域部の所掌事務に、初動警察活動に関する事務を追加することとした。(第二二条関係)
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一八号)
- 一 「自動車保管場所の確保等に関する法律」の一部改正に伴い、次の手数料を廃止することとした。(別表第一関係)
- 1 自動車保管場所標準章交付手数料
  - 2 自動車保管場所標準章再交付手数料
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第一九号)
- 一 県の組織再編に伴い、企画経済委員会の所掌事項について「清流の国推進部」を「総合企画部」とし、「観光国際部」を「観光文化スポーツ部」とし、厚生環境委員会の所掌事項について「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」とし、「子ども・女性部」を加えることとした。(第二二条関係)
- 二 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第一号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、四四一人」を「四、四六五人」に改め、同表教育委員会の事務局の項中「二七六人」を「二八四人」に改め、同表学校の項中「五、四二八人」を「五、三五八人」に、「四、六五六人」を「四、五九六人」に改め、同表警察の項中「三、九六七人」を「三、九六三人」に、「三、五三四人」を「三、五二七人」に、「二、〇七一一人」を「二、〇六七人」に、「一、〇八六人」を「一、〇八三人」に改め、同表合計の項中「二四、四二六人」を「二四、三八四人」に改め、同条第三項中「(警察官に限る。)」を削る。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「一、九三三人」を「一、九六〇人」に、「二、一、三三三人」を「二、一、三五八人」に改め、同表特別支援学校の項中「二四八人」を「二二〇人」に、「四一人」を「二〇一人」に改め、同表合計の項中「二、一、一〇二人」を「二、一、二〇一人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項中「掲げる」の下に「子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。)(のある)を加え、「その子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。)」を「当該子」に改め、同項第一号中「のある職員」を削り、同項第二号中「のある職員であつて、人事委員会規則で定めるもの」を削り、同条第二項中「定める者」の下に「(第四十八条の二第一項において「配偶者等」という。)」を、「掲げる」の下に「子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。)(のある)を加え、「その子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。)」を「当該子」に改める。

第三十七条の三第二項中「第三項」を「次項」に改め、同条第三項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「あるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第二項」を「あり、及び前二項」に、「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、前項中「三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「を」に改める。

第四十八条の次に次の二条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等)

第四十八条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「申告等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第四十八条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
  - 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
  - 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- （岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項」を「第六十一条の二十項」に改める。

附則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限の開始日とする第一条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第三十七条の三第三項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県条例第三号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する

条例

（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に、「同項」を「前項」に改め、「（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員及びこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給）を削り、同条第五項中「五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十七歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十七歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

二 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員及びこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「扶養手当」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政職九級職員等」という。）」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千元、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政職八級職員等」という。）及び「前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の一項を加える。



5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十二条の第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十四」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十三」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の八」を「百分の四」に改め、同項第六号中「百分の四」を「百分の一・八」に改め、同項第七号中「(人事委員会規則で定める地域にあつては、百分の三)」を削る。

第十二条の第五項第二号中「配偶者」の下に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。」を加える。

第十二条の六第一項第一号中「有料の道路(以下この項から第三項まで)」を「有料の道路(以下この条)」に改め、同条第二項第一号中「以下この号及び次項」を「次項及び第五項」に、「(いう。)」を「(いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第三号中「(一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第三項中「(第一号及び次項)」を「(第一号、次項及び第五項)」に改め、「(その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの)」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第五項において「特別料金等相当額」といふ。)

第十二条の六第四項中「職員以外の地方公務員等であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「(その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの)」を削り、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額)、第二項第二号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が二以上ある場合におい

ては、その合計額)の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第十二条の七第三項中「職員以外の地方公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第十八条の第二項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)」を加え、同項第一号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)」を削る。

第二十一条第一項第二号中「であつて同表に掲げる地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するもの」を削り、同条第二項の表中「扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

第二十二条中「世帯主」を「世帯主である職員」に、「者であつて」を「職員であつて」に、「に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十一条第二項」を「扶養親族等(第十一条第二項)」に、「(以下「扶養親族」と)」を「及び職員の配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを」に改め、同条第二号中「扶養親族」を「扶養親族等」に改める。

第二十五条の第二項中「第十二条まで」を「第十一条まで」に改め、同条第二項中「から第十二条まで、第十二条の三、第十二条の五及び第二十條の三から第二十二條まで」を「及び第十一条」に改め、「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条第三項中「第十二条の七」を「第六条、第十条の二、第十一条、第十二条の三、第十二条の五、第十二条の七及び第二十條の三から第二十二條まで」に改める。

第二十六条中「扶養手当」を削る。  
別表第一から別表第五までを次のように改める。



## 別表第一 (第四条関係)

## 行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	186,100	233,600	269,800	304,300	327,300	361,900	416,200	467,100	520,100
	2	187,300	235,100	270,800	305,900	329,100	363,700	418,100	472,600	527,100
	3	188,500	236,700	271,900	307,400	331,000	365,300	420,000	477,600	532,400
	4	189,600	238,200	272,900	308,800	332,700	367,000	421,900	482,600	536,800
	5	190,700	239,700	273,900	310,200	334,400	368,600	423,700	486,600	540,300
	6	192,400	241,300	275,000	311,300	336,200	370,400	425,500	490,100	543,700
	7	194,100	242,800	276,000	312,400	337,900	372,000	427,400	493,100	546,700
	8	195,700	244,400	277,000	313,600	339,700	373,600	429,300	495,600	549,200
	9	197,300	245,900	278,100	314,800	341,300	375,100	430,900	497,600	551,200
	10	199,000	247,300	279,100	316,500	343,100	376,700	432,400		
	11	200,700	248,800	280,100	318,100	344,800	378,300	434,000		
	12	202,300	250,200	281,300	319,800	346,400	379,900	435,500		
	13	203,900	251,400	282,300	321,300	348,000	381,700	437,000		
	14	205,600	252,700	283,600	322,900	349,600	383,700	438,300		
	15	207,400	254,000	285,000	324,600	351,300	385,600	439,600		
	16	209,100	255,200	286,200	326,200	352,800	387,400	440,900		
	17	210,400	256,300	287,700	327,800	354,200	389,000	442,100		
	18	212,100	257,500	289,000	329,500	356,000	390,800	443,400		
	19	213,700	258,600	290,200	331,100	357,600	392,500	444,700		
	20	215,200	259,700	291,500	332,800	359,300	394,200	445,900		
	21	216,700	260,800	292,600	334,200	360,600	395,900	447,100		
	22	218,400	261,800	293,800	336,000	362,100	397,300	447,900		
	23	220,000	262,800	295,200	337,700	363,600	398,800	448,700		
	24	221,700	263,900	296,500	339,300	365,200	400,200	449,500		
	25	223,300	264,900	297,800	340,600	366,900	401,700	450,100		
	26	225,100	265,800	298,800	342,500	368,700	402,900	450,700		
	27	226,500	266,700	299,800	344,300	370,400	404,100	451,300		
	28	227,800	267,700	301,000	345,900	372,100	405,200	451,900		
	29	229,200	268,500	302,100	347,400	373,600	406,200	452,600		
	30	230,300	269,300	303,300	349,100	374,900	407,400	453,400		
	31	231,400	270,100	304,500	350,700	376,100	408,500	454,000		
	32	232,500	271,000	305,700	352,400	377,500	409,700	454,700		
	33	233,600	271,700	306,900	354,100	378,800	410,400	455,100		
	34	234,700	272,500	308,300	355,900	379,700	411,100	455,600		
	35	235,900	273,300	309,600	357,800	380,700	411,800	456,000		
	36	237,000	274,100	310,900	359,600	381,800	412,500	456,400		
	37	238,100	274,900	312,300	361,100	382,600	413,100	456,800		
	38	239,100	275,800	313,600	362,600	383,500	413,800	457,200		
	39	240,200	276,600	314,900	364,000	384,400	414,300	457,600		
	40	241,100	277,400	316,300	365,400	385,200	414,800	457,900		
	41	242,000	278,100	317,600	367,000	386,100	415,100	458,200		

	42	242,900	278,900	318,900	367,800	386,900	415,300	458,700	
	43	243,800	279,700	320,300	368,800	387,700	415,600	459,000	
	44	244,600	280,400	321,400	369,800	388,400	415,900	459,300	
	45	245,300	281,000	322,300	370,700	389,100	416,200	459,600	
	46	245,900	281,800	323,700	371,800	389,800	416,600		
	47	246,600	282,500	325,000	372,800	390,500	416,900		
	48	247,200	283,200	326,300	373,800	391,200	417,200		
	49	247,800	283,900	327,600	374,700	391,700	417,400		
	50	248,400	284,700	328,900	375,400	392,300	417,700		
	51	249,100	285,400	330,100	376,100	393,000	418,000		
	52	249,600	286,100	331,400	376,700	393,700	418,300		
	53	250,100	286,700	332,700	377,200	394,100	418,500		
	54	250,500	287,500	333,800	377,800	394,700	418,800		
	55	250,800	288,100	334,900	378,500	395,300	419,100		
	56	251,200	288,800	336,000	379,200	395,800	419,400		
	57	251,500	289,400	336,800	379,500	396,300	419,600		
	58	251,800	290,200	337,700	380,200	396,900	419,900		
	59	252,100	290,800	338,400	380,900	397,500	420,200		
	60	252,400	291,500	339,200	381,500	398,000	420,400		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	252,800	292,100	340,000	381,900	398,400	420,600		
	62	253,100	292,800	340,400	382,400	398,900	420,900		
	63	253,400	293,500	341,100	383,000	399,500	421,200		
	64	253,700	294,000	341,800	383,600	400,100	421,400		
	65	254,000	294,500	342,600	384,000	400,400	421,600		
	66	254,300	295,100	343,300	384,600	400,700	421,900		
	67	254,700	295,700	344,000	385,300	401,100	422,200		
	68	255,000	296,300	344,600	385,900	401,500	422,400		
	69	255,300	296,800	345,100	386,300	401,800	422,600		
	70	255,600	297,300	345,700	386,800	402,100	422,900		
	71	255,900	297,900	346,300	387,400	402,400	423,200		
	72	256,300	298,500	346,900	387,900	402,600	423,400		
	73	256,600	299,000	347,200	388,400	402,800	423,600		
	74	256,900	299,500	347,700	389,000	403,100			
	75	257,200	300,000	348,100	389,600	403,400			
	76	257,500	300,300	348,500	390,000	403,600			
77	257,800	300,500	348,900	390,300	403,800				
78	258,100	300,800	349,400	390,700	404,100				
79	258,500	301,000	349,900	391,100	404,400				
80	258,800	301,300	350,400	391,500	404,600				
81	259,100	301,500	350,800	391,900	404,800				
82	259,400	301,700	351,200	392,400	405,100				
83	259,700	302,000	351,600	392,800	405,400				
84	260,000	302,200	352,000	393,200	405,600				
85	260,300	302,500	352,300	393,500	405,800				
86	260,600	302,800	352,700	394,000					
87	261,000	303,100	353,100	394,400					
88	261,300	303,400	353,500	394,800					

	89	261,600	303,700	353,700	395,100					
	90	261,900	304,000	354,100						
	91	262,200	304,400	354,500						
	92	262,500	304,800	354,900						
	93	262,800	305,000	355,100						
	94		305,300	355,500						
	95		305,600	356,000						
	96		306,000	356,300						
	97		306,200	356,600						
	98		306,500	357,000						
	99		306,900	357,400						
	100		307,300	357,800						
	101		307,500	358,300						
	102		307,800	358,700						
	103		308,100	359,100						
	104		308,400	359,500						
	105		308,600	360,000						
	106		308,900	360,400						
	107		309,200	360,700						
	108		309,500	361,000						
	109		309,700	361,500						
	110		310,100	361,900						
	111		310,500	362,200						
	112		310,800	362,500						
	113		311,000	363,000						
	114		311,200							
	115		311,500							
	116		311,900							
	117		312,100							
	118		312,300							
	119		312,600							
	120		312,900							
	121		313,300							
	122		313,500							
	123		313,800							
	124		314,100							
	125		314,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		195,600	223,700	265,000	285,000	300,500	326,700	369,600	403,800	456,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。



## 別表第二 ( 第四条関係)

## 公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	214,700	236,000	259,400	300,200	337,900	359,800	391,200	428,300	475,000
	2	217,100	238,200	261,400	301,300	339,500	361,500	393,000	429,900	481,100
	3	219,500	240,500	263,700	302,400	341,000	363,300	394,700	431,500	486,000
	4	222,000	242,700	265,900	303,300	342,600	364,900	396,500	433,100	490,800
	5	224,400	244,900	268,100	303,900	344,000	366,500	398,000	434,600	494,800
	6	226,800	247,000	269,400	304,600	345,400	368,300	399,600	436,200	498,300
	7	229,300	249,000	270,700	305,400	346,800	369,900	401,300	437,700	501,300
	8	231,500	250,900	272,100	306,100	348,100	371,600	402,900	439,200	503,800
	9	233,700	252,700	273,400	306,800	349,500	373,200	404,600	440,300	506,000
	10	235,900	254,500	274,700	307,600	351,100	374,900	406,200	441,700	
	11	238,000	256,200	276,100	308,400	352,800	376,500	407,800	443,300	
	12	240,000	257,600	277,400	308,900	354,400	378,100	409,500	444,800	
	13	242,100	259,100	278,800	309,600	355,900	379,800	411,000	446,100	
	14	244,100	260,900	280,000	310,500	357,600	381,400	413,100	447,800	
	15	246,200	262,400	281,100	311,200	359,200	383,100	415,100	449,400	
	16	247,800	263,900	282,700	312,000	360,800	384,700	417,100	451,100	
	17	249,500	265,400	284,000	312,800	362,300	386,300	418,700	452,500	
	18	251,000	266,700	285,300	313,600	363,900	388,000	420,400	454,200	
	19	252,500	267,900	286,700	314,600	365,600	389,600	422,000	455,900	
	20	254,100	269,000	287,900	315,500	367,200	391,300	423,700	457,500	
	21	255,600	270,400	289,100	316,500	368,700	393,000	425,400	458,900	
	22	257,300	271,600	289,800	317,800	370,300	394,600	426,900	459,600	
	23	258,800	272,900	290,500	319,200	372,000	396,300	428,400	460,300	
	24	260,300	274,300	291,100	320,500	373,600	398,100	429,900	461,000	
	25	261,900	275,700	291,600	322,000	375,000	399,800	431,200	461,400	
	26	263,100	277,200	292,200	323,500	376,800	401,800	432,700	461,900	
	27	264,400	278,500	292,900	324,800	378,500	403,700	434,200	462,500	
	28	265,600	279,800	293,400	326,000	380,100	405,700	435,600	463,100	
	29	266,800	280,800	293,900	327,000	381,800	407,400	437,200	463,600	
	30	268,200	282,200	294,500	328,300	383,400	408,800	438,500	464,300	
	31	269,500	283,500	295,100	329,500	385,100	410,000	439,700	464,900	
	32	270,800	284,800	295,600	330,600	386,900	411,300	441,000	465,500	
	33	272,200	285,900	296,100	331,700	388,600	412,400	441,900	466,100	
	34	273,700	286,600	296,700	332,900	390,600	413,500	442,700	466,500	
	35	275,000	287,300	297,300	334,100	392,600	414,500	443,500	466,800	
	36	276,500	287,900	297,800	335,300	394,700	415,500	444,100	467,200	
	37	277,500	288,500	298,300	336,400	396,400	416,600	444,500	467,600	
	38	278,800	289,100	298,900	337,700	398,100	417,800	445,200	467,800	
	39	280,200	289,700	299,500	338,900	399,700	419,000	445,600	468,100	
	40	281,400	290,300	300,200	340,100	401,200	420,100	445,900	468,300	
	41	282,600	290,900	300,900	341,400	402,500	421,300	446,200	468,700	

	42	283,300	291,500	301,600	342,600	403,500	422,100	446,500	468,900
	43	283,900	292,100	302,400	343,800	404,500	422,900	446,800	469,100
	44	284,600	292,700	303,100	345,100	405,500	423,600	447,100	469,300
	45	285,000	293,200	303,800	346,300	406,600	424,100	447,300	469,700
	46	285,600	293,700	304,800	347,600	407,700	424,800	447,600	469,900
	47	286,100	294,200	305,600	348,900	408,800	425,500	447,900	470,100
	48	286,700	294,700	306,500	350,100	409,900	426,100	448,300	470,300
	49	287,200	295,300	307,300	351,300	411,200	426,800	448,600	470,700
	50	287,800	295,900	308,400	352,800	412,000	427,200	448,900	
	51	288,300	296,500	309,500	354,100	412,800	427,800	449,200	
	52	288,800	297,100	310,600	355,400	413,500	428,400	449,500	
	53	289,400	297,700	311,500	356,400	414,000	428,900	449,700	
	54	290,000	298,500	312,600	357,700	414,700	429,300	450,000	
	55	290,500	299,200	313,700	358,900	415,400	429,800	450,300	
	56	291,000	299,900	314,800	360,200	416,100	430,300	450,600	
	57	291,500	300,700	315,800	361,500	416,400	430,700	450,800	
	58	292,100	301,600	317,000	362,900	417,100	431,300	451,100	
	59	292,600	302,500	318,100	364,300	417,800	431,700	451,400	
	60	293,100	303,400	319,200	365,700	418,400	432,100	451,600	
	61	293,600	304,200	320,300	367,100	418,800	432,500	451,800	
	62	294,200	305,100	321,400	368,600	419,200	432,900	452,100	
	63	294,700	306,000	322,500	370,100	419,700	433,400	452,400	
	64	295,200	306,900	323,700	371,500	420,200	433,700	452,700	
	65	295,900	307,600	324,700	372,800	420,700	434,000	452,900	
	66	296,400	308,600	325,800	374,200	421,100	434,300	453,200	
	67	296,900	309,400	327,000	375,500	421,700	434,600	453,500	
	68	297,500	310,200	328,100	376,900	422,200	434,800	453,800	
	69	298,000	311,100	329,100	378,100	422,700	435,000	454,000	
	70	298,500	312,100	330,400	379,300	423,200	435,300	454,300	
	71	299,000	313,000	331,600	380,600	423,800	435,600	454,600	
	72	299,500	313,900	332,800	381,800	424,300	435,800	454,900	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	300,000	314,800	333,500	383,100	424,700	436,000	455,100	
	74	300,600	315,700	334,900	384,300	425,300	436,300		
	75	301,200	316,600	336,300	385,500	425,800	436,600		
	76	301,800	317,400	337,600	386,600	426,000	436,800		
	77	302,300	318,200	338,900	387,800	426,300	437,000		
	78	302,900	319,100	340,300	389,000	426,900	437,300		
	79	303,500	320,100	341,700	390,200	427,300	437,600		
	80	304,200	321,100	343,200	391,400	427,600	437,800		
	81	304,800	322,000	344,500	392,500	427,900	438,000		
	82	305,500	323,100	346,100	393,100	428,300	438,300		
	83	306,200	324,200	347,700	393,600	428,700	438,600		
	84	306,800	325,200	349,200	394,100	429,100	438,800		
	85	307,500	326,100	350,700	394,700	429,400	439,000		
	86	308,200	327,100	352,200	395,300	429,800			
	87	308,900	328,200	353,700	395,900	430,200			
	88	309,600	329,200	355,100	396,500	430,600			

89	310,400	330,200	356,400	396,900	430,900
90	311,200	331,500	357,700	397,400	
91	312,100	332,800	358,900	397,900	
92	312,800	334,000	360,300	398,400	
93	313,300	335,200	361,600	398,800	
94	314,200	336,600	363,100	399,200	
95	315,200	337,800	364,600	399,700	
96	316,000	339,100	366,000	400,200	
97	316,800	340,300	367,400	400,600	
98	317,800	341,600	368,600	401,100	
99	318,700	342,800	369,700	401,600	
100	319,600	344,000	370,900	402,100	
101	320,500	345,400	372,100	402,400	
102	321,600	346,400	373,200	402,900	
103	322,600	347,400	374,300	403,400	
104	323,600	348,500	375,400	403,700	
105	324,400	349,600	376,600	403,900	
106	325,000	350,700	377,200	404,400	
107	325,600	351,800	377,800	404,900	
108	326,200	352,800	378,400	405,400	
109	326,700	354,000	379,000	405,700	
110	327,200	355,000	379,500	406,200	
111	327,600	356,000	380,000	406,700	
112	328,100	357,000	380,500	407,200	
113	328,900	357,900	380,900	407,500	
114	329,600	358,800	381,300	408,000	
115	330,300	359,800	381,800	408,500	
116	331,000	360,800	382,300	409,000	
117	331,600	361,900	382,700	409,400	
118	332,300	362,300	383,200	409,900	
119	333,100	362,900	383,800	410,400	
120	333,900	363,500	384,300	410,900	
121	334,500	363,900	384,500	411,300	
122	334,900	364,300	385,000		
123	335,400	364,700	385,600		
124	335,900	365,100	386,000		
125	336,200	365,500	386,400		
126		365,900	386,900		
127		366,300	387,400		
128		366,700	387,900		
129		367,100	388,200		
130		367,500	388,700		
131		367,900	389,200		
132		368,300	389,700		
133		368,500	389,900		
134		369,000	390,400		



135		369,500	390,800						
136		369,800	391,300						
137		370,000	391,600						
138		370,400	392,100						
139		370,900	392,600						
140		371,400	393,100						
141		371,700	393,400						
142		372,200							
143		372,700							
144		373,200							
145		373,400							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	250,900	262,900	267,200	299,400	316,500	331,100	355,300	391,600	424,200

備考 この表は、警察法第56条第2項に規定する警察の職員たる警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第三 ( 第四条関係)

## 教 育 職 給 料 表

## イ 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221, 100	265, 500	346, 200	400, 800	475, 000	731, 000
	2	223, 600	267, 700	347, 800	402, 600	483, 300	788, 000
	3	226, 000	269, 900	349, 500	404, 000	491, 900	846, 000
	4	228, 500	271, 800	351, 000	405, 400	500, 300	926, 000
	5	230, 900	273, 700	352, 500	406, 600	508, 400	999, 000
	6	233, 400	275, 200	354, 200	407, 600	516, 000	
	7	235, 900	276, 700	355, 800	408, 600	523, 300	
	8	238, 400	278, 300	357, 500	409, 600	530, 400	
	9	240, 800	280, 100	359, 000	410, 500	537, 100	
	10	242, 700	282, 200	361, 000	411, 700	542, 600	
	11	244, 500	284, 200	363, 100	412, 800	547, 500	
	12	246, 400	286, 300	365, 100	413, 900	551, 900	
	13	248, 100	288, 300	367, 000	415, 000	555, 200	
	14	249, 800	290, 600	368, 800	416, 200	558, 100	
	15	251, 400	292, 700	370, 400	417, 300	561, 000	
	16	252, 900	294, 900	372, 000	418, 500	563, 400	
	17	254, 500	296, 800	373, 300	419, 600	565, 400	
	18	255, 900	299, 600	374, 800	420, 700		
	19	257, 200	302, 300	376, 200	421, 900		
	20	258, 700	305, 000	377, 600	423, 100		
	21	260, 000	307, 600	378, 900	424, 200		
	22	261, 500	310, 100	380, 100	425, 300		
	23	263, 100	312, 500	381, 300	426, 500		
	24	264, 600	314, 800	382, 500	427, 700		
	25	266, 200	317, 000	383, 600	428, 600		
	26	267, 900	319, 100	385, 100	429, 700		
	27	269, 600	321, 100	386, 400	430, 900		
	28	271, 400	323, 200	387, 800	431, 900		
	29	273, 000	325, 200	389, 100	432, 900		
	30	275, 000	327, 200	390, 400	434, 000		
	31	276, 900	329, 100	391, 700	435, 200		
	32	278, 900	331, 100	393, 100	436, 300		
	33	280, 700	332, 900	394, 400	437, 400		
	34	281, 900	334, 900	395, 600	438, 600		
	35	283, 100	336, 800	396, 900	439, 800		
	36	284, 300	338, 800	398, 000	441, 000		
	37	285, 300	340, 500	399, 100	441, 800		
	38	286, 300	341, 800	400, 400	442, 700		
	39	287, 400	342, 900	401, 500	443, 600		
	40	288, 400	344, 000	402, 700	444, 400		
	41	289, 400	344, 700	403, 800	445, 200		

	42	290,600	345,100	405,000	446,100
	43	291,700	345,500	406,300	447,100
	44	292,600	346,000	407,400	447,900
	45	293,600	346,600	408,400	448,600
	46	294,600	347,100	409,400	449,500
	47	295,600	347,600	410,500	450,600
	48	296,600	348,100	411,400	451,500
	49	297,500	348,500	412,600	452,300
	50	298,000	348,900	414,100	453,200
	51	298,400	349,400	415,500	454,200
	52	299,100	349,800	416,900	455,200
	53	299,500	350,100	417,700	456,200
	54	299,900	350,500	418,700	457,200
	55	300,200	350,900	419,800	458,100
	56	300,600	351,400	420,900	459,100
	57	301,100	351,800	421,800	460,000
	58	301,600	352,200	422,600	460,900
	59	302,100	352,600	423,500	461,800
	60	302,600	353,000	424,200	462,800
	61	303,000	353,400	424,900	463,600
	62	303,400	353,900	425,800	464,000
	63	303,800	354,300	426,600	464,600
	64	304,200	354,700	427,200	465,200
	65	304,600	355,100	427,800	465,900
	66	305,100	355,500	428,400	466,600
	67	305,500	356,000	428,800	467,100
	68	305,900	356,400	429,200	467,700
	69	306,200	356,800	429,500	468,100
	70	306,600	357,300	429,900	468,500
	71	307,100	357,800	430,200	469,000
	72	307,500	358,200	430,600	469,300
	73	307,900	358,500	430,900	469,600
	74	308,300	359,000	431,300	470,000
	75	308,700	359,400	431,700	470,400
	76	309,200	359,800	432,100	470,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	309,500	360,300	432,400	471,000
	78	309,900	360,800	432,800	471,400
	79	310,300	361,300	433,200	471,700
	80	310,800	361,900	433,500	472,000
	81	311,100	362,400	433,800	472,300
	82	311,500	363,100	434,200	472,700
	83	311,900	363,800	434,500	473,000
	84	312,300	364,500	434,800	473,300
	85	312,600	365,100	435,100	473,600
	86	313,100	365,700	435,400	
	87	313,500	366,300	435,700	
	88	313,900	366,900	436,000	



89	314,300	367,500	436,300
90	314,700	367,900	436,600
91	315,100	368,300	436,900
92	315,600	368,700	437,200
93	316,000	369,100	437,600
94	316,500	369,500	437,900
95	317,000	370,000	438,200
96	317,400	370,400	438,500
97	317,800	371,000	438,800
98	318,300	371,500	439,100
99	318,800	372,000	439,400
100	319,400	372,500	439,700
101	319,700	372,900	440,000
102	320,000	373,400	440,300
103	320,400	373,700	440,600
104	320,700	374,100	440,900
105	321,000	374,600	441,100
106	321,300	375,000	
107	321,600	375,500	
108	321,800	376,000	
109	322,100	376,500	
110	322,400	377,000	
111	322,800	377,400	
112	323,200	377,800	
113	323,500	378,200	
114	323,900	378,600	
115	324,200	379,000	
116	324,600	379,400	
117	324,800	379,800	
118	325,100	380,200	
119	325,500	380,600	
120	325,900	381,100	
121	326,100	381,400	
122	326,400	381,800	
123	326,700	382,300	
124	327,100	382,600	
125	327,300	383,000	
126	327,500	383,500	
127	327,800	384,000	
128	328,100	384,400	
129	328,300	384,900	
130	328,600	385,400	
131	329,000	385,900	
132	329,300	386,400	
133	329,500	386,900	
134	329,800	387,400	
135	330,200	387,900	
136	330,400	388,400	

	137	330,600	388,900			
	138	330,800	389,400			
	139	331,000	389,900			
	140	331,300	390,400			
	141	331,700	390,900			
	142	332,000				
	143	332,300				
	144	332,600				
	145	333,000				
	146	333,300				
	147	333,600				
	148	333,900				
	149	334,300				
	150	334,600				
	151	334,900				
	152	335,100				
	153	335,400				
	154	335,700				
	155	336,000				
	156	336,300				
	157	336,600				
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		244,700	293,500	304,700	327,300	413,900

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 教育職給料表 (二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	202,900	250,200	325,300	383,800	460,400
	2	205,200	251,700	327,100	385,400	462,200
	3	207,600	253,100	329,000	386,800	464,000
	4	209,800	254,600	330,700	388,200	465,800
	5	212,000	256,000	332,400	389,800	467,400
	6	214,400	257,200	334,300	391,300	469,200
	7	216,600	258,500	336,300	392,900	471,100
	8	218,800	259,700	338,200	394,300	472,800
	9	221,100	261,100	340,200	395,500	474,400
	10	223,300	262,400	342,200	397,100	476,100
	11	225,500	263,700	344,100	398,600	477,600
	12	227,800	265,000	345,900	400,100	479,200
	13	230,000	266,400	347,600	401,500	480,900
	14	232,200	268,300	349,400	403,100	482,400
	15	234,300	270,100	351,000	404,700	483,700
	16	236,400	272,000	352,700	406,200	485,100
	17	238,600	273,700	354,300	407,600	486,300
	18	240,400	276,000	355,600	409,200	487,000
	19	242,200	278,200	356,800	410,900	487,700
	20	243,900	280,500	358,000	412,400	488,400
	21	245,700	282,700	359,400	413,600	489,000
	22	247,000	285,000	361,000	415,000	489,700
	23	248,400	287,200	362,600	416,400	490,400
	24	249,700	289,400	364,200	417,800	491,100
	25	250,900	291,400	365,700	419,400	491,700
	26	252,100	293,400	367,400	420,800	492,400
	27	253,400	295,300	369,000	422,200	493,100
	28	254,600	297,200	370,600	423,700	493,800
	29	255,700	299,000	372,100	425,100	494,400
	30	257,000	301,000	373,700	426,400	495,100
	31	258,200	302,800	375,400	428,000	495,800
	32	259,400	304,500	376,900	429,500	496,500
	33	260,600	306,300	378,500	431,100	497,100
	34	261,900	308,100	380,100	432,500	
	35	263,200	309,900	381,700	434,100	
	36	264,600	311,500	383,300	435,700	
	37	266,000	313,200	384,800	437,300	
	38	267,400	314,900	386,400	438,800	
	39	268,800	316,800	387,900	440,400	
	40	270,100	318,500	389,300	442,000	
	41	271,400	319,900	390,800	443,500	
	42	272,500	321,800	392,300	445,000	
	43	273,500	323,700	393,700	446,300	



	44	274,400	325,400	395,200	447,700
	45	275,100	327,200	396,700	449,000
	46	276,000	329,100	398,400	450,300
	47	276,800	330,900	400,000	451,500
	48	277,600	332,600	401,400	452,700
	49	278,500	334,400	402,700	453,900
	50	279,300	336,300	404,100	455,100
	51	280,100	338,100	405,500	456,300
	52	280,900	339,900	406,800	457,500
	53	281,700	341,500	408,000	458,800
	54	282,500	342,800	409,300	460,000
	55	283,400	344,200	410,600	461,200
	56	284,200	345,500	411,900	462,400
	57	284,900	347,000	413,300	463,500
	58	285,500	348,700	414,600	464,100
	59	286,400	350,200	416,000	464,600
	60	287,300	351,900	417,300	465,100
	61	288,100	353,400	418,500	465,600
	62	288,700	355,100	419,900	466,200
	63	289,600	356,700	421,300	466,700
	64	290,300	358,200	422,700	467,200
	65	291,300	359,800	423,800	467,700
	66	292,100	361,400	425,100	468,300
	67	293,000	363,100	426,400	468,800
	68	293,700	364,600	427,800	469,300
	69	294,400	366,100	429,100	469,800
	70	295,300	367,800	430,400	470,400
	71	296,100	369,400	431,600	470,900
	72	296,800	371,000	432,900	471,400
	73	297,500	372,500	434,000	471,900
定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	74	298,300	374,100	435,100	
	75	299,000	375,800	436,300	
	76	299,600	377,300	437,400	
	77	300,300	378,900	438,400	
	78	301,000	380,300	439,400	
	79	301,700	381,700	440,400	
	80	302,300	383,100	441,400	
	81	302,900	384,400	442,300	
	82	303,700	385,800	443,200	
	83	304,400	387,200	444,000	
	84	305,100	388,600	444,800	
	85	305,800	389,700	445,500	
	86	306,700	391,100	445,900	
	87	307,400	392,400	446,300	
	88	308,100	393,800	446,700	
	89	308,800	395,000	447,100	
	90	309,800	396,300	447,400	

91	310,600	397,500	447,700
92	311,400	398,700	448,000
93	311,900	399,900	448,300
94	312,700	401,100	448,600
95	313,600	402,300	448,900
96	314,400	403,600	449,100
97	315,100	405,000	449,300
98	315,900	406,000	
99	316,800	407,000	
100	317,500	408,100	
101	318,300	408,900	
102	319,200	409,900	
103	320,100	411,000	
104	321,000	412,100	
105	321,600	412,800	
106	322,400	413,800	
107	323,200	414,800	
108	324,000	415,800	
109	324,700	416,500	
110	325,100	417,300	
111	325,600	418,200	
112	326,100	419,000	
113	326,600	419,500	
114	327,000	420,200	
115	327,500	420,900	
116	327,900	421,600	
117	328,400	422,200	
118	328,900	422,800	
119	329,400	423,200	
120	329,900	423,500	
121	330,400	423,800	
122	330,800	424,100	
123	331,300	424,400	
124	331,800	424,600	
125	332,400	424,800	
126	332,700	425,100	
127	333,000	425,400	
128	333,300	425,600	
129	333,600	425,800	
130	333,900	426,100	
131	334,200	426,400	
132	334,400	426,600	
133	334,600	426,900	
134	334,800	427,200	
135	335,000	427,500	
136	335,300	427,700	
137	335,600	427,900	

	138	335,800	428,200			
	139	336,100	428,500			
	140	336,400	428,700			
	141	336,600	428,900			
	142	336,800				
	143	337,100				
	144	337,300				
	145	337,600				
	146	337,800				
	147	338,100				
	148	338,400				
	149	338,600				
	150	338,800				
	151	339,100				
	152	339,400				
	153	339,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		243,000	284,400	314,100	343,000	430,000

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## ハ 教育職給料表 (三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	202,900	224,000	325,300	355,000	444,000
	2	205,200	226,400	327,100	356,600	445,300
	3	207,600	228,900	329,000	358,100	446,500
	4	209,800	231,300	330,700	359,600	447,800
	5	212,000	233,800	332,400	361,000	448,900
	6	214,400	236,200	334,300	362,500	450,100
	7	216,600	238,700	336,300	363,900	451,300
	8	218,800	241,100	338,200	365,400	452,500
	9	221,100	243,500	340,200	366,700	453,800
	10	223,300	245,200	342,200	368,100	455,000
	11	225,500	246,800	344,100	369,400	456,200
	12	227,800	248,500	345,900	370,700	457,300
	13	230,000	250,200	347,600	372,000	458,600
	14	232,200	251,700	349,400	373,400	459,400
	15	234,300	253,100	351,000	374,600	460,200
	16	236,400	254,600	352,700	375,800	461,100
	17	238,600	256,000	354,300	377,000	462,000
	18	240,400	257,200	355,600	378,300	462,500
	19	242,200	258,500	356,800	379,500	463,000
	20	243,900	259,700	358,000	380,600	463,500
	21	245,700	261,100	359,400	381,800	464,000
	22	247,000	262,400	360,800	383,000	464,500
	23	248,400	263,700	362,200	384,300	465,000
	24	249,700	265,000	363,600	385,400	465,500
	25	250,900	266,400	364,900	386,500	466,000
	26	252,100	268,300	366,400	387,800	466,500
	27	253,200	270,100	367,800	389,000	467,000
	28	254,300	272,000	369,200	390,100	467,500
	29	255,500	273,700	370,500	391,200	468,000
	30	256,900	276,000	371,900	392,500	468,500
	31	258,100	278,200	373,200	393,700	469,000
	32	259,300	280,400	374,600	394,800	469,500
	33	260,500	282,700	375,900	396,000	470,000
	34	261,700	285,000	377,100	397,200	
	35	262,900	287,200	378,400	398,400	
	36	264,200	289,400	379,600	399,700	
	37	265,400	291,400	380,800	400,900	
	38	266,600	293,400	382,100	402,200	
	39	267,900	295,300	383,300	403,400	
	40	269,100	297,200	384,600	404,700	
	41	270,300	299,000	385,800	405,900	
	42	271,400	301,000	387,000	407,200	
	43	272,600	302,800	388,200	408,200	



	44	273,700	304,500	389,400	409,300
	45	274,700	306,300	390,500	410,500
	46	275,600	308,100	391,800	411,700
	47	276,400	309,900	393,100	413,000
	48	277,200	311,500	394,400	414,200
	49	277,900	313,200	395,300	415,400
	50	278,800	314,900	396,500	416,400
	51	279,500	316,800	397,500	417,700
	52	280,300	318,500	398,700	419,000
	53	281,100	319,900	399,600	420,200
	54	281,900	321,800	400,700	421,300
	55	282,700	323,700	401,700	422,400
	56	283,500	325,400	402,700	423,600
	57	284,200	327,200	403,800	424,600
	58	285,000	329,100	404,800	425,800
	59	285,800	330,900	405,900	427,000
	60	286,500	332,600	407,000	428,200
	61	287,200	334,400	408,000	428,900
	62	287,900	336,300	409,100	429,700
	63	288,600	338,100	410,200	430,400
	64	289,200	339,900	411,200	430,900
	65	290,000	341,500	412,100	431,200
	66	290,800	342,800	413,100	431,500
	67	291,500	344,200	414,100	431,900
	68	292,200	345,500	415,100	432,400
	69	293,000	347,000	415,900	432,700
	70	293,800	348,600	416,700	433,100
	71	294,500	350,100	417,500	433,400
	72	295,200	351,700	418,300	433,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	295,600	353,100	419,000	434,000
	74	296,400	354,700	419,600	434,400
	75	297,100	356,200	420,300	434,700
	76	297,700	357,700	421,000	435,000
	77	298,300	359,200	421,600	435,300
	78	299,100	360,700	422,300	435,600
	79	299,700	362,200	422,700	435,900
	80	300,300	363,800	423,300	436,100
	81	300,900	365,200	423,700	436,300
	82	301,600	366,500	424,200	436,600
	83	302,200	367,900	424,700	436,900
	84	302,800	369,100	425,000	437,100
	85	303,300	370,300	425,200	437,300
	86	303,900	371,600	425,500	437,600
	87	304,400	372,800	425,800	437,900
	88	304,900	374,000	426,000	438,100
	89	305,300	375,200	426,200	438,300
	90	305,900	376,300	426,500	438,600

91	306,400	377,400	426,900	438,900
92	306,900	378,500	427,100	439,100
93	307,200	379,600	427,300	439,300
94	307,800	380,800	427,600	
95	308,300	381,900	427,900	
96	308,700	383,100	428,100	
97	309,100	384,100	428,300	
98	309,600	385,100		
99	310,100	386,000		
100	310,600	386,900		
101	311,000	387,900		
102	311,400	388,900		
103	311,800	389,800		
104	312,100	390,700		
105	312,300	391,500		
106	312,600	392,400		
107	312,900	393,300		
108	313,200	394,200		
109	313,400	395,100		
110	313,600	396,100		
111	313,900	397,000		
112	314,200	397,900		
113	314,400	398,500		
114	314,600	399,400		
115	314,800	400,300		
116	315,100	401,200		
117	315,400	402,000		
118	315,600	402,800		
119	315,900	403,600		
120	316,200	404,400		
121	316,400	404,900		
122	316,600	405,600		
123	316,800	406,300		
124	317,100	406,900		
125	317,400	407,600		
126		408,300		
127		408,800		
128		409,400		
129		410,000		
130		410,600		
131		411,300		
132		411,800		
133		412,100		
134		412,400		
135		412,700		
136		413,000		
137		413,300		

	138		413,600			
	139		413,900			
	140		414,200			
	141		414,500			
	142		414,800			
	143		415,100			
	144		415,400			
	145		415,600			
	146		415,900			
	147		416,300			
	148		416,500			
	149		416,700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 234,100	円 281,300	円 309,200	円 336,300	円 419,800

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## ニ 教育職給料表 (四)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	233,600	267,200	352,100	459,500	531,900
	2	236,500	269,100	354,400	468,200	538,300
	3	239,600	270,900	356,600	476,900	544,600
	4	242,700	272,600	358,900	484,800	550,000
	5	245,900	274,300	360,800	490,700	554,300
	6	249,200	275,800	363,100	495,000	557,900
	7	252,300	277,400	365,600	499,200	560,800
	8	255,500	278,900	368,100	503,200	563,100
	9	258,600	280,400	370,400	507,300	565,100
	10	260,400	282,500	372,600	511,000	
	11	262,200	284,500	374,700	514,400	
	12	263,800	286,600	376,900	517,900	
	13	265,500	288,600	378,900	520,900	
	14	266,900	290,700	380,600	523,500	
	15	268,400	292,700	382,200	526,000	
	16	269,700	294,800	383,900	528,100	
	17	271,000	296,800	385,600	530,100	
	18	272,200	299,600	386,900		
	19	273,200	302,200	388,200		
	20	274,200	304,900	389,500		
	21	275,700	307,500	390,800		
	22	277,200	310,100	392,500		
	23	278,700	312,500	394,100		
	24	280,300	314,900	395,700		
	25	281,800	317,000	397,200		
	26	283,400	319,200	398,900		
	27	285,000	321,300	400,400		
	28	286,500	323,500	401,900		
	29	288,000	325,500	403,300		
	30	289,600	327,200	404,700		
	31	291,100	328,700	406,200		
	32	292,700	330,300	407,500		
	33	294,100	331,800	408,600		
	34	295,400	333,500	409,800		
	35	296,800	335,000	411,000		
	36	297,600	336,600	412,100		
	37	298,400	338,000	413,100		
	38	299,300	339,400	414,300		
	39	300,100	340,800	415,600		
	40	300,900	342,100	416,700		
	41	301,800	343,400	417,900		
	42	302,600	345,100	419,100		
	43	303,300	346,800	420,300		

	44	303,900	348,700	421,500	
	45	304,500	350,400	422,600	
	46	305,000	352,200	424,100	
	47	305,500	353,700	425,700	
	48	306,000	355,200	427,200	
	49	306,500	356,800	428,600	
	50	306,900	358,400	429,600	
	51	307,400	359,900	430,500	
	52	307,800	361,500	431,400	
	53	308,200	362,900	432,300	
	54	308,600	363,900	433,300	
	55	309,000	364,900	434,300	
	56	309,500	366,000	435,200	
	57	310,000	367,100	435,900	
	58	310,400	368,500	436,700	
	59	310,800	369,800	437,500	
	60	311,200	371,100	438,400	
	61	311,600	372,400	439,400	
	62	312,000	373,800	440,400	
	63	312,500	375,100	441,300	
	64	312,900	376,500	442,300	
	65	313,400	377,600	443,000	
	66	313,800	378,900	443,900	
	67	314,200	380,300	444,800	
	68	314,600	381,500	445,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	315,000	382,700	446,500	
	70	315,400	384,100	447,300	
	71	315,900	385,400	448,100	
	72	316,300	386,700	449,000	
	73	316,700	387,900	449,600	
	74	317,300	389,200	450,000	
	75	317,800	390,700	450,400	
	76	318,300	392,000	450,800	
	77	318,600	393,100	451,200	
	78	319,100	394,300	451,700	
	79	319,600	395,400	452,200	
	80	320,100	396,600	452,700	
	81	320,500	398,000	452,900	
	82	321,000	399,500	453,400	
	83	321,500	401,000	453,700	
	84	321,900	402,400	454,000	
	85	322,400	403,500	454,300	
	86	322,900	404,800	454,600	
	87	323,500	406,100	454,900	
	88	324,000	407,400	455,200	
	89	324,400	408,700	455,400	
	90	324,900	409,800	455,700	



91	325,300	410,800	456,000
92	325,800	411,900	456,200
93	326,400	412,700	456,400
94	326,900	413,800	456,700
95	327,500	414,900	457,000
96	328,100	415,800	457,200
97	328,500	416,800	457,400
98	328,900	417,700	
99	329,200	418,600	
100	329,500	419,600	
101	329,900	420,200	
102	330,200	421,200	
103	330,500	422,200	
104	330,800	423,200	
105	331,300	423,800	
106	331,700	424,600	
107	332,200	425,400	
108	332,600	426,000	
109	333,000	426,400	
110	333,500	426,800	
111	333,900	427,200	
112	334,400	427,500	
113	334,700	427,700	
114	335,200	428,000	
115	335,600	428,300	
116	336,000	428,600	
117	336,300	428,800	
118	336,700	429,100	
119	337,200	429,400	
120	337,700	429,600	
121	337,900	429,800	
122	338,300	430,100	
123	338,600	430,400	
124	339,000	430,600	
125	339,200	430,800	
126	339,500		
127	340,000		
128	340,400		
129	340,600		
130	341,000		
131	341,500		
132	341,900		
133	342,100		
134	342,500		
135	343,000		
136	343,300		
137	343,600		

	138	344,000				
	139	344,400				
	140	344,800				
	141	345,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 257,200	円 304,100	円 322,000	円 388,900	円 485,400

備考 この表は、専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する校長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第四 ( 第四条関係 )

## 研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	186,500	237,500	331,900	383,000	455,000
	2	187,700	241,800	333,900	384,400	465,100
	3	188,900	244,600	336,000	385,900	474,800
	4	190,000	247,300	338,000	387,300	484,900
	5	191,100	250,000	340,000	388,800	494,700
	6	193,200	251,600	342,100	390,200	504,500
	7	195,400	253,200	344,000	391,700	513,600
	8	197,500	254,700	345,900	393,100	521,700
	9	199,600	256,300	347,700	394,500	529,700
	10	201,700	258,400	349,400	396,100	536,900
	11	203,700	260,600	351,000	397,500	542,300
	12	205,700	262,600	352,700	398,900	546,900
	13	207,700	264,600	354,300	400,300	549,900
	14	209,700	267,000	355,300	401,900	551,900
	15	211,600	269,300	356,300	403,500	
	16	213,500	271,600	357,300	405,000	
	17	215,200	273,800	358,500	406,600	
	18	217,000	276,300	359,800	408,200	
	19	218,900	278,700	361,100	409,800	
	20	220,700	281,200	362,300	411,500	
	21	222,600	283,500	363,500	412,800	
	22	224,400	285,600	364,600	414,200	
	23	226,200	287,900	365,800	415,600	
	24	227,900	290,000	366,900	416,900	
	25	229,600	292,000	368,000	418,200	
	26	231,800	294,000	369,100	419,600	
	27	233,700	295,900	370,100	421,100	
	28	235,700	297,900	371,100	422,600	
	29	237,600	299,800	372,100	423,800	
	30	238,700	301,400	373,000	425,200	
	31	239,900	302,900	373,800	426,800	
	32	241,000	304,500	374,600	428,300	
	33	242,400	306,000	375,300	429,500	
	34	244,000	307,500	376,200	431,000	
	35	245,500	309,100	377,000	432,400	
	36	247,100	310,500	377,900	433,900	
	37	248,600	311,900	378,700	435,300	
	38	250,200	312,900	379,500	436,700	
	39	251,900	313,800	380,300	438,100	
	40	253,500	314,700	381,200	439,500	
	41	255,100	315,600	382,000	440,600	

	42	256,700	316,100	383,300	441,900
	43	258,200	316,600	384,600	443,300
	44	259,700	317,200	385,800	444,600
	45	261,300	317,800	386,500	445,400
	46	262,700	318,300	387,500	446,200
	47	263,900	318,800	388,400	447,100
	48	265,200	319,400	389,100	448,000
	49	266,400	319,800	389,900	448,800
	50	267,500	320,300	390,600	449,700
	51	268,700	320,900	391,300	450,500
	52	269,800	321,400	392,000	451,300
	53	270,900	321,700	392,600	451,700
	54	272,100	322,200	393,300	452,300
	55	273,100	322,600	394,100	452,800
	56	274,100	323,100	394,900	453,300
	57	275,200	323,500	395,600	453,800
	58	275,900	323,900	396,400	454,400
	59	276,500	324,300	397,100	454,900
	60	277,100	324,700	397,800	455,400
定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	277,700	325,200	398,400	455,900
	62	278,400	325,800	399,100	456,500
	63	279,000	326,400	399,800	457,000
	64	279,600	327,000	400,500	457,500
	65	280,200	327,600	401,200	458,000
	66	280,900	328,200	401,800	458,600
	67	281,500	328,800	402,500	459,100
	68	282,100	329,400	403,200	459,600
	69	282,900	329,900	403,900	460,100
	70	283,600	330,600	404,400	
	71	284,300	331,200	405,000	
	72	285,100	331,800	405,600	
	73	285,700	332,300	406,100	
	74	286,400	333,100	406,800	
	75	287,100	333,800	407,400	
	76	287,900	334,500	407,800	
77	288,400	335,200	408,300		
78	289,100	335,900	408,800		
79	289,800	336,600	409,300		
80	290,500	337,400	410,000		
81	291,100	338,100	410,400		
82	291,800	338,900	410,900		
83	292,500	339,600	411,400		
84	293,200	340,200	412,100		
85	293,800	340,800	412,500		
86	294,500	341,300	413,000		
87	295,200	341,700	413,500		
88	295,900	342,100	414,200		

	89	296,500	342,400	414,600		
	90	297,200	342,900	415,100		
	91	297,900	343,300	415,600		
	92	298,500	343,700	416,300		
	93	299,200	344,000	416,700		
	94	299,900	344,400			
	95	300,500	344,800			
	96	301,100	345,200			
	97	301,400	345,800			
	98	302,000	346,300			
	99	302,700	346,800			
	100	303,200	347,300			
	101	303,700	347,800			
	102	304,100	348,300			
	103	304,500	348,800			
	104	304,900	349,300			
	105	305,400	349,700			
	106	305,900	350,100			
	107	306,400	350,600			
	108	306,700	351,100			
	109	306,900	351,600			
	110	307,300	352,000			
	111	307,600	352,400			
	112	307,800	352,800			
	113	308,100	353,300			
	114	308,400	353,700			
	115	308,700	354,100			
	116	309,000	354,500			
	117	309,300	355,000			
	118	309,600	355,400			
	119	309,900	355,900			
	120	310,200	356,300			
	121	310,500	356,700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		226,000	268,600	294,100	337,700	398,100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## 別表第五 (第四条関係)

## 医 療 職 給 料 表

## イ 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	
80		490,800	
81		491,300	
82		491,900	
83		492,500	
84		493,000	
85		493,500	

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	191,400	231,000	267,300	286,600	320,700	367,500	423,000
	2	193,600	232,300	268,200	287,500	322,100	369,200	424,900
	3	195,700	233,600	269,000	288,300	323,600	370,900	426,900
	4	197,800	235,000	269,800	289,000	325,000	372,500	428,800
	5	199,800	236,200	270,700	289,700	326,400	374,100	430,600
	6	201,900	237,300	271,500	290,500	328,100	375,800	432,200
	7	203,900	238,400	272,300	291,200	329,600	377,400	433,800
	8	205,700	239,400	273,200	292,000	331,200	379,100	435,400
	9	207,600	240,500	274,000	292,800	332,700	380,700	436,900
	10	209,500	241,700	274,800	293,700	334,400	382,800	438,200
	11	211,400	243,100	275,600	294,500	335,900	384,800	439,500
	12	213,600	244,400	276,500	295,200	337,400	386,800	440,800
	13	215,300	245,700	277,300	296,000	339,000	388,300	442,100
	14	217,300	247,100	278,100	297,100	340,600	390,000	443,300
	15	219,600	248,400	278,900	298,300	342,200	391,700	444,500
	16	221,700	249,600	279,800	299,500	343,700	393,500	445,600
	17	223,800	250,900	280,600	300,700	345,200	395,200	446,800
	18	225,000	252,100	281,400	302,000	346,900	396,700	447,900
	19	226,100	253,300	282,200	303,200	348,500	398,300	449,200
	20	227,300	254,500	283,100	304,500	350,000	399,800	450,400
	21	228,400	255,700	283,900	305,700	351,400	401,100	451,400
	22	229,300	256,600	284,800	306,900	352,900	402,400	452,200
	23	230,300	257,400	285,700	308,100	354,500	403,700	452,800
	24	231,200	258,200	286,600	309,400	356,000	404,900	453,600
	25	232,100	259,100	287,500	310,600	357,500	406,000	454,100
	26	233,000	259,900	288,400	311,800	359,100	407,100	454,500
	27	234,000	260,700	289,300	313,000	360,600	408,200	454,900
	28	234,900	261,600	290,200	314,200	362,100	409,400	455,300
	29	235,800	262,400	291,000	315,500	363,500	410,200	455,700
	30	236,800	263,200	292,100	316,800	365,100	411,000	456,100
	31	237,700	264,000	293,200	318,000	366,700	411,800	456,500
	32	238,600	264,900	294,200	319,200	368,200	412,600	456,800
	33	239,400	265,700	295,200	320,500	369,400	413,000	457,100
	34	240,300	266,500	296,300	321,600	370,600	413,700	457,500
	35	241,100	267,200	297,300	322,800	371,800	414,200	457,800
	36	241,900	268,100	298,300	324,100	372,900	414,600	458,100
	37	242,700	269,000	299,300	325,300	373,900	415,000	458,500
	38	243,600	269,800	300,400	326,600	374,700	415,200	
	39	244,400	270,700	301,400	328,000	375,700	415,500	
	40	245,200	271,500	302,400	329,200	376,800	415,800	
	41	245,800	272,300	303,500	330,100	377,900	416,100	
	42	246,500	273,100	304,700	331,400	378,900	416,400	

	43	247,100	274,000	305,800	332,600	379,900	416,800
	44	247,600	274,800	307,000	333,800	380,800	417,100
	45	248,100	275,500	308,100	334,900	381,600	417,300
	46	248,800	276,400	309,200	335,900	382,500	417,600
	47	249,300	277,200	310,400	337,000	383,400	417,900
	48	249,700	278,100	311,500	337,900	384,200	418,200
	49	250,100	278,800	312,600	338,800	384,800	418,400
	50	250,600	279,600	313,700	339,800	385,600	418,700
	51	251,200	280,300	314,900	340,800	386,400	419,000
	52	251,700	281,000	316,000	341,800	387,200	419,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	252,000	281,700	317,000	342,300	387,600	419,500
	54	252,300	282,400	318,100	343,200	388,300	419,800
	55	252,600	283,100	319,100	343,900	389,000	420,100
	56	252,900	283,800	320,100	344,800	389,600	420,400
	57	253,300	284,600	321,100	345,500	390,100	420,600
	58	253,600	285,300	322,200	345,800	390,600	420,900
	59	253,900	286,000	323,200	346,400	391,200	421,200
	60	254,200	286,600	324,200	347,000	391,800	421,500
	61	254,500	287,300	325,100	347,600	392,200	421,700
	62	254,900	288,000	325,900	348,300	392,700	
	63	255,200	288,700	326,600	349,000	393,200	
	64	255,500	289,300	327,300	349,600	393,700	
	65	255,800	290,000	327,900	350,300	394,300	
	66	256,100	290,700	328,600	350,900	394,800	
	67	256,400	291,400	329,200	351,500	395,400	
	68	256,800	292,000	329,800	352,100	396,000	
	69	257,100	292,600	330,500	352,400	396,500	
	70	257,400	293,400	330,700	353,000	397,000	
71	257,700	294,100	331,200	353,500	397,600		
72	257,900	294,700	331,700	354,000	398,100		
73	258,100	295,300	332,300	354,500	398,400		
74	258,400	295,800	332,800	355,000	398,900		
75	258,800	296,300	333,300	355,500	399,300		
76	259,000	296,700	333,700	356,000	399,700		
77	259,200	297,100	334,300	356,300	400,100		
78	259,500	297,400	334,800	356,600	400,600		
79	259,800	297,700	335,300	356,800	401,000		
80	260,000	298,000	335,800	357,100	401,400		
81	260,200	298,300	336,300	357,600	401,800		
82	260,500	298,600	336,700	357,900			
83	260,800	299,000	336,900	358,200			
84	261,100	299,300	337,200	358,500			
85	261,300	299,500	337,600	358,900			
86		299,700	338,000	359,200			
87		299,900	338,300	359,500			
88		300,100	338,600	359,800			
89		300,500	339,000	360,200			

90		300,700	339,200	360,500			
91		300,900	339,600	360,900			
92		301,100	339,900	361,200			
93		301,500	340,100	361,500			
94		301,700	340,400	361,900			
95		301,900	340,700	362,300			
96		302,200	341,000	362,700			
97		302,500	341,200	363,200			
98		302,700	341,500	363,600			
99		303,000	341,800	364,000			
100		303,300	342,000	364,400			
101		303,600	342,200	364,900			
102		303,800	342,400				
103		304,000	342,800				
104		304,300	343,000				
105		304,600	343,200				
106			343,600				
107			344,000				
108			344,400				
109			344,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	196,700	223,800	252,800	266,700	292,800	334,700	378,100

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## ハ 医療職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,800	244,200	286,500	300,300	325,100	368,900	424,300
	2	212,700	246,500	287,000	300,900	326,100	370,600	426,500
	3	214,500	248,700	287,500	301,500	327,200	372,300	428,700
	4	216,300	250,900	288,000	302,000	328,200	374,100	430,900
	5	218,000	253,200	288,600	302,600	329,200	375,900	432,800
	6	219,900	254,200	289,100	303,200	330,500	378,000	434,700
	7	221,800	255,200	289,600	303,800	331,700	380,000	436,600
	8	223,500	256,100	290,100	304,300	332,900	382,000	438,500
	9	225,200	257,100	290,600	304,900	334,000	383,800	440,200
	10	227,200	258,300	291,200	305,500	335,300	385,900	441,800
	11	229,200	259,400	291,700	306,100	336,400	388,000	443,500
	12	231,100	260,300	292,200	306,600	337,500	390,100	445,100
	13	233,000	261,200	292,700	307,200	338,700	392,000	446,400
	14	235,100	261,900	293,300	307,900	339,900	393,700	447,800
	15	237,100	262,600	293,800	308,700	341,000	395,500	449,400
	16	239,200	263,600	294,300	309,400	342,200	397,300	450,900
	17	241,200	264,700	294,800	310,100	343,300	399,100	452,500
	18	243,200	265,800	295,300	311,000	344,600	400,900	454,100
	19	245,400	266,900	295,900	312,000	345,700	402,800	455,500
	20	247,400	268,100	296,400	312,900	346,800	404,600	457,100
	21	249,400	269,200	296,900	313,700	347,900	406,300	458,400
	22	250,600	270,300	297,400	314,600	349,100	408,000	459,800
	23	251,800	271,500	298,000	315,500	350,300	409,800	461,100
	24	253,000	272,600	298,500	316,500	351,400	411,600	462,500
	25	254,100	273,600	299,100	317,300	352,500	413,200	463,500
	26	255,100	274,800	299,700	318,200	353,900	415,000	464,300
	27	256,000	275,900	300,500	319,200	355,200	416,800	465,100
	28	256,900	276,900	301,400	320,100	356,600	418,600	465,700
	29	257,700	277,900	302,100	320,900	357,800	420,100	466,600
	30	258,500	278,700	302,900	322,100	359,300	421,700	467,300
	31	259,300	279,400	303,800	323,200	360,900	423,200	468,100
	32	260,000	280,100	304,600	324,300	362,400	424,500	469,000
	33	260,800	280,800	305,200	325,400	363,600	425,600	469,700
	34	261,600	281,500	306,000	326,600	365,100	426,700	470,400
	35	262,500	282,000	306,800	327,700	366,500	427,900	471,100
	36	263,200	282,500	307,600	328,800	368,000	429,100	471,900
	37	263,900	283,000	308,400	329,900	369,400	430,400	472,700
	38	264,900	283,600	309,200	331,200	370,500	431,500	473,500
	39	265,800	284,200	310,100	332,300	371,900	432,800	474,300
	40	266,600	284,700	310,900	333,400	373,200	433,900	475,000
	41	267,400	285,100	311,600	334,300	374,500	435,100	475,800
	42	268,400	285,600	312,700	335,400	375,900	436,100	

	43	269,200	286,100	313,700	336,500	377,300	437,200
	44	270,000	286,700	314,600	337,500	378,600	438,400
	45	270,800	287,200	315,500	338,600	380,100	439,400
	46	271,500	287,700	316,600	339,600	381,300	439,900
	47	272,300	288,200	317,600	340,600	382,500	440,500
	48	272,900	288,700	318,500	341,700	383,700	440,900
	49	273,500	289,300	319,400	342,900	384,800	441,500
	50	274,000	289,800	320,500	344,200	385,800	442,000
	51	274,600	290,300	321,500	345,400	386,800	442,400
	52	275,000	290,800	322,500	346,700	387,700	443,000
	53	275,400	291,400	323,300	347,600	388,300	443,500
	54	275,900	291,900	324,400	348,800	389,100	443,900
	55	276,400	292,500	325,400	349,900	389,900	444,200
	56	276,900	293,000	326,300	351,200	390,700	444,500
	57	277,300	293,500	327,300	352,300	391,500	444,900
	58	277,700	294,300	328,300	353,200	392,200	445,300
	59	278,100	295,200	329,300	354,400	392,900	445,600
	60	278,500	295,900	330,300	355,600	393,500	445,900
	61	278,900	296,600	331,200	356,700	394,200	446,300
	62	279,400	297,500	332,400	357,900	394,800	446,700
	63	279,800	298,400	333,600	359,100	395,500	447,000
	64	280,200	299,300	334,800	360,100	396,100	447,300
	65	280,600	300,100	335,600	361,100	396,800	447,700
	66	281,100	301,000	336,700	362,200	397,300	448,100
	67	281,500	301,800	337,800	363,300	397,900	448,400
	68	281,900	302,600	338,700	364,400	398,400	448,700
	69	282,300	303,500	339,800	365,300	398,800	449,100
	70	282,900	304,400	340,500	366,400	399,400	
	71	283,400	305,300	341,700	367,500	399,900	
	72	283,900	306,300	342,800	368,500	400,200	
	73	284,300	307,200	343,900	369,200	400,600	
	74	284,900	308,100	345,100	370,000	401,100	
	75	285,500	309,000	346,300	370,800	401,500	
	76	286,000	310,000	347,400	371,600	401,800	
	77	286,400	310,800	348,500	372,200	402,100	
	78	287,100	311,800	349,600	372,700	402,600	
	79	287,700	312,900	350,700	373,200	403,100	
	80	288,200	313,800	351,800	373,700	403,500	
	81	288,700	314,300	352,700	374,300	403,800	
	82	289,300	315,200	353,700	374,800	404,200	
	83	289,800	316,100	354,600	375,300	404,700	
	84	290,300	317,000	355,600	375,800	405,100	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	85	290,800	317,800	356,600	376,200	405,500	
	86	291,400	318,800	357,400	376,700	405,900	
	87	291,900	319,800	358,200	377,300	406,400	
	88	292,400	320,900	359,000	377,800	406,800	
	89	292,900	321,800	359,700	378,100	407,200	

90	293,500	322,900	360,300	378,600
91	294,000	323,900	360,900	379,100
92	294,500	324,900	361,500	379,400
93	295,000	325,800	361,900	380,000
94	295,600	326,500	362,300	380,500
95	296,300	327,200	362,800	381,000
96	296,900	327,800	363,200	381,500
97	297,500	328,300	363,700	382,100
98	298,000	328,600	364,100	382,600
99	298,600	329,300	364,600	383,100
100	299,100	329,900	365,000	383,500
101	299,600	330,300	365,300	384,100
102	300,100	330,900	365,800	384,600
103	300,600	331,500	366,300	385,100
104	301,000	332,000	366,600	385,600
105	301,400	332,400	367,000	386,200
106	301,900	332,900	367,500	386,700
107	302,400	333,400	368,000	387,200
108	302,700	333,900	368,500	387,700
109	302,900	334,300	369,000	388,300
110	303,300	334,700	369,500	
111	303,500	335,000	370,000	
112	303,800	335,400	370,400	
113	304,100	335,700	370,800	
114	304,300	336,100	371,300	
115	304,600	336,400	371,800	
116	304,800	336,700	372,300	
117	305,100	336,900	372,700	
118	305,400	337,200	373,200	
119	305,700	337,500	373,700	
120	306,000	337,700	374,200	
121	306,300	337,900	374,600	
122	306,700	338,200		
123	307,100	338,500		
124	307,400	338,800		
125	307,600	339,000		
126	307,800	339,300		
127	308,200	339,700		
128	308,600	339,900		
129	308,800	340,100		
130	309,100	340,400		
131	309,500	340,800		
132	309,900	341,000		
133	310,100	341,300		
134	310,400	341,700		
135	310,700	342,100		
136	311,000	342,500		

137	311,300	342,800						
138	311,500	343,200						
139	311,800	343,600						
140	312,100	344,000						
141	312,300	344,300						
142	312,700	344,700						
143	313,100	345,100						
144	313,400	345,500						
145	313,600	345,800						
146	313,800	346,200						
147	314,100	346,600						
148	314,500	347,000						
149	314,700	347,300						
150	314,900	347,700						
151	315,200	348,100						
152	315,500	348,500						
153	315,900	348,800						
154	316,100							
155	316,300							
156	316,600							
157	317,000							
158	317,300							
159	317,600							
160	317,900							
161	318,300							
162	318,600							
163	318,900							
164	319,200							
165	319,600							
166	319,900							
167	320,200							
168	320,500							
169	320,900							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	244,300	265,200	272,600	283,200	299,900	338,200	383,800	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七中 高山市 飛驒市 郡上市 大野郡

を 高山

市 飛驒市 大野郡

に改め、同表備考中「平成二十六

年四月一日」を「令和六年四月一日」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十二条まで」を「第十一条まで」に改める。

(岐阜県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第四項とする。

第五条第一項中「第十二条まで」を「第十一条まで」に、「第二十二條の六及び第二十五條」を「及び第二十二條の六」に改め、同条第二項中「及び第二十三條第二項」を「第二十三條第二項及び第二十五條第二項第一号イ」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の九十五」と、勤務条件

条例第二十五條第二項第一号イ中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改める。

(岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第四条 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項中「第十二條の六第七項」を「第十二條の六第八項」に改める。

(岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第五条 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十六項中「から第十二条まで、第十二條の三、第十二條の五及び第二十条

の三から第二十二條まで」を「及び第十一条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「勤務条件条例」という。)(別表第一から別表第五までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)(は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)(に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の勤務条件条例(以下「改正後の勤務条件条例」という。)(第十一条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者

六 配偶者(届出をしないが事実上

と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万五百円」と、とあるのは「前項第六号に該当する扶養親族に

ついては三千元とする」とする。

(令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置)

5 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額、改正後の勤務条件条例第十二条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じ、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

6 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和十年四月一日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

7 切替日から令和十年三月三十一日までの間における勤務条件条例第十二条の三の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年岐阜県条例第三号）附則第五項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

8 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員をいう。附則第十項において同じ。）及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第十項第一号において「令和三年改正法」という。）附則第四條第一項若しくは第二項、第五條第一項若しくは第三項、第六條第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。附則第十項第四号において同じ。）（以下この項から附則第十項まで及び附則第十三項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる勤務条件条例第二十條の四の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

9 切替日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる勤務条件条例第二十條の六の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替

日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用職員について適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

10 この項から附則第十四項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員であつて、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員（令和三年改正法附則第六條第一項若しくは第二項又は第七條第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）であるものをいう。  
イ 第一條の規定による改正前の勤務条件条例（以下「改正前の勤務条件条例」という。）別表第七に掲げる地域に在勤する職員

ロ 切替日の前日において改正前の勤務条件条例第二十一條第一項第二号の規定に基づき人事委員会規則で定めていた公署に在勤し、かつ、改正前の勤務条件条例別表第七に掲げる地域又は同日において同号の規定に基づき人事委員会規則で定めていた区域に居住する職員

二 新寒冷地等在勤等職員 改正後の勤務条件条例第二十一條各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員であつて、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

四 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 基準日（改正後の勤務条件条例第二十一條第一項に規定する基準日をいい、その属する月が令和七年十一月から令和九年三月までのものに限る。以下同じ。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者（再任用職員にあつては、切替日の前日に常時勤務に服する職員（暫定再任用職員を除く。附則第十三項において同じ。）であつた者に限る。）をいう。

五 みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤等職員につき、改正後の勤務条件条例別表第七に規定する四級地をその地域の区分（改正後の勤務条件条例第二十一條第二項に規定する地域の区分をいう。）と、基準日におけるその基準世帯等区分（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（同項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項の表四級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみな



11 して、同条第二項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。  
 継続特定旧寒冷地等在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の勤務条件条例第二十一条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和七年十一月から令和八年三月まで	六、六〇〇円
令和八年十一月から令和九年三月まで	一三、一〇〇円

12 勤務条件条例第二十一条第四項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第四項中「前二項」とあるのは「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年岐阜県条例第三号）（附則第十一項）」と、「第二項又は前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

13 前二項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であつて、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であつたもの（前二項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、再任用職員にあつては、切替日の前日に常時勤務に服する職員であつた者に限る。）に対しては、改正後の勤務条件条例第二十一条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

14 職員以外の地方公務員等であつた者が、切替日以降に引き続き勤務条件条例の給料表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合において、任用の事情、切替日の前日から特定旧寒冷地等在勤等職員となつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して前三項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者に対しては、改正後の勤務条件条例第二十一条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

15 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。



## 附則別表 号給の切替表 (附則第二項関係)

## イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		

53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						

109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						

## ロ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	

54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50	46	
63	59	55	55	51	47	
64	60	56	56	52	48	
65	61	57	57	53	49	
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					

110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

## ハ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9

54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		



110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

## ニ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	

54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

ホ 教育職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	

54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

へ 教育職給料表（四）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	2	1	1
19	3	1	1
20	4	1	1
21	5	1	1
22	6	1	2
23	7	1	2
24	8	1	2
25	9	1	2
26	10	1	3
27	11	1	3
28	12	1	3
29	13	1	3
30	14	1	3
31	15	1	4
32	16	1	4
33	17	1	4
34	18	1	4
35	19	1	4
36	20	1	4
37	21	1	5
38	22	1	5
39	23	1	5
40	24	1	5
41	25	1	5
42	26	1	5
43	27	2	6
44	28	2	6
45	29	2	6
46	30	2	6
47	31	3	6
48	32	3	6
49	33	3	7
50	34	3	
51	35	4	
52	36	4	
53	37	4	

54	38	4	
55	39	5	
56	40	5	
57	41	5	
58	42	5	
59	43	6	
60	44	6	
61	45	6	
62	46	6	
63	47	7	
64	48	7	
65	49	7	
66	50	7	
67	51	8	
68	52	8	
69	53	8	
70	54	8	
71	55	9	
72	56	9	
73	57	9	
74	58	9	
75	59	10	
76	60	10	
77	61	10	
78	62	10	
79	63	11	
80	64	11	
81	65	11	
82	66	11	
83	67	12	
84	68	12	
85	69	12	
86	70	12	
87	71	12	
88	72	13	
89	73	13	
90	74	13	
91	75	13	
92	76	14	
93	77	14	
94	78	14	
95	79	14	
96	80	14	
97	81	15	
98	82		
99	83		
100	84		
101	85		
102	86		
103	87		
104	88		
105	89		
106	90		
107	91		
108	92		
109	93		

110	94		
111	95		
112	96		
113	97		



## ト 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9

54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	
81	73	65	
82	74	66	
83	75	67	
84	76	68	
85	77	69	
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		

チ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5

54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

## リ 医療職給料表 (二) の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				

110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

ヌ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37



54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70	66	
79	75	75	71	67	
80	76	76	72	68	
81	77	77	73	69	
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			

110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第四号

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県部等設置条例(平成十一年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「十一部」を「十二部」に、「清流の国推進部」を「総合企画部」に、「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」に、「健康福祉部」を「健康福祉部 子ども・女性部」に、「観光国際部」を「観光文化スポーツ部」に改める。

第二条第三号中「清流の国推進部」を「総合企画部」に改め、同号八を削り、同条第五号中「環境生活部」を「環境エネルギー生活部」に改め、同号中二を削り、八を二とし、口の次に次のように加える。

八 エネルギーに関する事項

第二条第五号へ及び第六号八を削り、同条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「観光国際部」を「観光文化スポーツ部」に改め、同号に次のように加える。

八 文化及び芸術に関する事項

二 スポーツに関する事項

第二条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 子ども・女性部

イ 子育て支援及び青少年の健全育成に関する事項

ロ 私学振興に関する事項

八 男女共同参画に関する事項

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第五号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岐阜県職員退職料給与条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員退職料給与条例(昭和八年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「懲役若八禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「在職中」を「在職中ノ」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十八条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「二禁錮」を「八拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条第三項(第二号二係ル部分二限ル)及第二十七条の七第三項(第二号二係ル部分二限ル)ノ規定八前二項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セス

第七十条第一項第二号中「(明治四十年法律第四十五号)」を削る。

(岐阜県職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員の分限に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第三条 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第四条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐

岐阜条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号及び第四号並びに第二十四条の二第一項第一号及び第五項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県青少年健全育成条例の一部改正)

第五条 岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十八条から第五十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例の一部改正)

第六条 集会及び集団行進並びに集団示威運動に関する条例(昭和三十六年岐阜県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「一」を「いずれかに」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県迷惑行為防止条例の一部改正)

第七条 岐阜県迷惑行為防止条例(昭和三十八年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項、第二項及び第七項から第十項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県立自然公園条例の一部改正)

第八条 岐阜県立自然公園条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条から第四十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県屋外広告物条例の一部改正)

第九条 岐阜県屋外広告物条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県公害防止条例の一部改正)

第十条 岐阜県公害防止条例(昭和四十三年岐阜県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条第一項中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、

同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条及び第七十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第十一条 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県自然環境保全条例の一部改正)

第十二条 岐阜県自然環境保全条例(昭和四十七年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条及び第四十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第十三条 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年岐阜県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「一」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十八条中「一」を「いずれかに」に改める。

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第十四条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成二年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県情報公開条例の一部改正)

第十五条 岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例の一部改正)

第十六条 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例(平成十四年岐阜県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「一」を「いずれかに」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県希少野生生物保護条例の一部改正)

第十七条 岐阜県希少野生生物保護条例(平成十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条及び第三十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部改正)

第十八条 岐阜県暴走族等の根絶に関する条例(平成十六年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第十九条 岐阜県埋立て等の規制に関する条例(平成十八年岐阜県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県統計調査条例の一部改正)

第二十条 岐阜県統計調査条例(平成二十年岐阜県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項、第十五条及び第十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県暴力団排除条例の一部改正)

第二十一条 岐阜県暴力団排除条例(平成二十二年岐阜県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部改正)

第二十二條 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条及び第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

第二十三条 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、「若しくは禁錮の刑」を削る。

第十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第二十四条 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

(岐阜県行政不服審査会条例の一部改正)

第二十五条 岐阜県行政不服審査会条例(平成二十八年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第二十六条 岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県個人情報保護審査会条例の一部改正)

第二十七条 岐阜県個人情報保護審査会条例(令和四年岐阜県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び附則第五項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第二十八条 岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条から第五十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」といふ。)

第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」といふ。)

第十二条に規定する懲役(以下「懲役」といふ。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)

旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」といふ。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)

又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」といふ。)(が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短



期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)並びにこの条例(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の岐阜県職員退職手当条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十七条第四項並びに岐阜県職員退職手当条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二十四条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第五項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県条例第六号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「法人」を「事業を行う法人」に改める。

第四条第一項中「令和七年度」を「令和十年度」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県条例第七号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一十八の三の項第二号中「第一号」を「前号」に改め、同項第四号中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、「第三条第五項」を「第四条第七項」に改め、同項第五号中「第四号」を「前号」に改め、同項第九号中「又は第三号」を「若しくは第三号」に、「を」とる「を」(次号において「原状回復等の措置」という。)を「講ずる」に改め、同項に次の一号を加える。

10 法第五十一条第三項の規定により前号の規定による原状回復等の措置の命令に従わなかった旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表すること。

別表第一三十三の項中「多治見市」の下に「関市」を加え、同表五十の二の項中「大垣市」の下に「高山市」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)の規定により市が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により市が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市の長に対しなされたものとみなす。

岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第八号

岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成十六年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

(岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第三号中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同条第四号中「第二条第十四項」を「第

二条第十五項」に改める。

(岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年岐阜県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項の表第三十七条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第九号

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書及び第四号並びに第九項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書及び第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第五項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に

「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)  
 第三条 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第八項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第四十五条第一項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第八項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十一項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。  
 (岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項ただし書及び第四号並びに第六十九号第一項ただし書及び第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第七十五条第一項第一号及び第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同項第四号中「当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき」を削り、「員数」を「又は管理栄養士」に改める。  
 (岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一項ただし書及び第四号、第二百五十九条第一項ただし書及び第三号並びに第六十五条第一項第一号、第二号及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。  
 (岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「事業所の生活相談員、栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)  
 第七条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第七号第一項ただし書及び第三号並びに第六項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。  
 (岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項ただし書及び第四号並びに第四項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。  
 (岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。  
 (岐阜県指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第十条 岐阜県指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。  
 (岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十一条 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。  
 (岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第十二条 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。  
 (岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)



第十三条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項、第四十五条第一項第二号、第五十七条第一項、第六十七条第一項ただし書及び第一号、第八十条第一項本文及び第一号、第八十九条第一項並びに第九十七条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十四条 岐阜県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号及び第二十三条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(岐阜県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十五条 岐阜県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和六年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一四十六の表三の項第六号口中「四五〇」を「五四〇」に改め、同表七の項第三号口中「一、二二〇」を「一、一八〇」に改め、同項第四号水中「一、八二〇」を「一、七八〇」に改め、同項第五号口中「九五〇」を「八九〇」に改め、同表九の項第一号口中「五三〇」を「五八〇」に改め、同項第二号イ中「一、四一〇」を「一、五八〇」に改め、同号口中「一、五八〇」を「一、七六〇」に改め、同号八中「一、五〇〇」

を「一、六七〇」に改め、同号二中「一、八九〇」を「一、九八〇」に改め、同号水中「一、四一〇」を「一、五八〇」に改め、同項第三号イ中「一、五〇〇」を「一、六三〇」に改め、同号口中「一、九四〇」を「二、一一〇」に改め、同号八中「二、四七〇」を「二、七三〇」に改め、同項第四号中「一、七九〇」を「一、八四〇」に改め、同項第六号口中「三、三四〇」を「三、五二〇」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十一号

岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「(一)の(一)」を「(一)」に改め、「(二)」において「衛生工学若しくは水道工学に関する学科学目」を削り、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)(一)に改め、「(二)」の下に「二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。」「(三)」を加え、同条第二号中「土木工科学目又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科学目以外の学科学目」を「において機械工科学目若しくは電気工科学目又はこれらに相当する課程」に、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「(三)」の下に「二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。」「(四)」を加え、同条第三号中「高等専門学校」の下に「(次号において「短期大学等」とい

う。」「を、「修了した後」の下に。「次号において同じ。」「を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に。」「二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。」「を加え、同条第八号中「もの」を「者」に、「水道」を「水道等」に、「有する者」を「有するもの（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号」を「第一号から第六号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に。」「それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。」「を加え、同号を同条第九号とし、同条第六号中「又はこれ」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に、「に関する課程」を「の課程」に、「学校を卒業した者」にあっては「一年」を「卒業者については二年」に、「学校を卒業した者」にあっては「二年以上水道」を「卒業者については三年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第一号に規定する卒業者については一年以上、第二号に規定する卒業者については一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に。」「五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。」「を加え、同号を同条第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第三条第四号中「中等教育学校」の下に。」「次号において「高等学校等」という。」「を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に。」「三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。」「を加え、同号を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第三条に次の一号を加える。  
 十一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、

三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については五年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第四条第一項第二号から第八号までを削り、同項第九号中「第一号」を「前条第一号」に、「及び第四号」を「又は第五号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「第一号」を「同条第一号」に、「第三号」を「同条第三号」に、「第四号」を「同条第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第四条第一項第十号中「第一号」を「前条第一号」に、「及び第四号」を「又は第五号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「第一号」を「同条第一号」に、「第三号」を「同条第三号」に、「第四号」を「同条第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十一号中「第九号」を「第一号若しくは第二号」に、「学科目」を「課程」に改め、「卒業した者」の下に。」「学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者」を加え、同号を同項第五号とし、同項第十二号を同項第六号とし、同項に次の二号を加える。

七 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第四条第二項中「立方メートル」を「二立方メートル」に改め、「二年」とあるのは「一年」と、同項第二号中、「同項第三号中」及び「同項第四号中」を削り、「同項第五号中」「十年」とあるのは「五年」と、同項第六号中「あつては一年」とあるのは「あつては六月」と、「二年」とあるのは「一年」と、同項第七号中「最低経験年数」とあるのは「最低経験年数の二分の一」と、同項第八号中「一年」とあるのは「六月」と、同項第九号を「同項第二号」に、「同項第十号」を「同項第三号中」「十年」とあるのは「五年」と、同項第四号に、「同項第十一号」を「同項第五号」に、「読み替える」を「同項第七号中」「一年」とあるのは「六月」と、同項第八号中「三年」とあるのは「一年六月」と読み替える」に改める。

(岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例(平成三十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の第三条第八号及び第四条第一項第八号」を「岐阜県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例第三号第十号及び第四条第一項第七号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十二号

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年岐阜県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「十年」を「十二年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十三号

岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第十二条の四第二項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針)

第三条 一時保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、当該基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第四条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(構造設備の一般原則)

第五条 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的



を達成するために必要な設備を設けなければならない。

2 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第六条 一時保護施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不  
断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 非常災害に対する避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員(児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。)、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」といふ。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第八条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第九条 一時保護施設は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利の擁護)

第十条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他

必要な事項について、年齢、発達状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設は、入所した児童に対し、その意見又は意向(意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。第十八条第二項において同じ。)を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限の禁止)

第十一条 一時保護施設は、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設は、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限の禁止)

第十二条 一時保護施設は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(所持品の持込み)

第十三条 一時保護施設は、合理的な理由がなく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設は、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

3 一時保護施設において児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないよう適切な設備を用いて保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十四条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第十五条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」といふ。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計

画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

- 第十六条 一時保護施設には、児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八項及び第二十九条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八項及び第二十九条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であつて、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けなければならない。
- 2 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、前項に規定するもののほか、医務室及び静養室を設けなければならない。
- 3 一時保護施設には、児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めなければならない。
- 4 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その床面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とする。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その床面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 5 少年の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その床面積は、八平方メートル以上とするよう努めなければならない。ただし、少年の福祉のために他の児童と同室とする必要があるときは、複数の児童での利用が可能な居室を設けなければならない。
- 6 児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子とを別にしなければならない。
- 7 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすとともに、安心して暮らすことができる環境でなければならない。
- 8 学習等を行う室、屋内運動場及び屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有するものでなければならない。
- 9 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にしなければならない。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 10 居室、浴室及び便所は、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイ

デンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮して設けなければならない。

11 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分配慮した環境でなければならない。

(職員の一般的要件)

第十七条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第十八条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽けんざんに励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第十九条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二條において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数とするよう努めなければならない。

(夜間の職員の配置)

第二十条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員

二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員の総数は、二人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第二十一条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのもも家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第二十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を含み、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表第一に定める教育内容に適合するものに限る。）を卒業し、又は修了した者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号及び次条において同じ。）

において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認められたもの  
十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認められたもの

（心理療法担当職員の資格）

第二十三条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第二十四条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を人所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第二十五条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該一時保護施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び



職員と兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第二十六条 一時保護施設は、入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならぬ。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならぬ。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。この場合において、下着は、児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第二十七条 一時保護施設は、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第二十五条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 食事の献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(児童及び職員の健康状態の把握等)

第二十八条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 児童相談所長は、前項の規定による診察等を行った医師又は歯科医師に、必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ一時保護の解除、医療上の措置等の必要な手続をとることを児童相談所長又は知事に勧告させなければならない。

3 児童相談所長は、一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者の健康状態に注意を払わなければならない。

(養護)

第二十九条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全な成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第三十条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じて警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(規程)

第三十二条 一時保護施設は、入所する児童の支援に関する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要なものについて規程を定めておかなければならない。

(帳簿の整備)

第三十三条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持)

第三十四条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第三十五条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第三十六条 一時保護施設は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物)をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設(この条例の施行の日以後に全面的に改築されたものを除く。)に係る設備については、第十六条の規定は適用せず、岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号。附則第四項において「児童福祉施設設備運営基準条例」という。)第五十六条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員の配置に関する経過措置)

3 令和七年三月三十一日までの間における第十九条第一項の規定の適用については、同項中「栄養士又は管理栄養士」とあるのは、「栄養士」とする。

4 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員の配置につき、この条例に定める基準により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合において、児童福祉施設設備運営基準条例第五十七条及び第六十四条の規定を準用する。

5 一時保護施設の職員の数及び夜間の職員の配置につき、創意と工夫を行つてもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であつて、職員の確保に係る計画を策定したときは、前項に規定する期限を当該計画に従い職員を確保することができる。ただし、当該延長後の期限は、令和十一年三月三十一日を超えることができない。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

6 令和八年三月三十一日までの間は、第二十一条第三項の規定にかかわらず、児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認められたものを指導教育担当職員とすることができる。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英



岐阜県条例第十四号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四章 児童家庭支援センター(第七七条 第九九条)」を「第十四章 児童家庭支援センター(第七七条 第九九条)」に改める。

里親支援センター(第九九条の二 第九九条の七)」に改める。

第六条の二第一項及び第十五条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第十六条中「乳児院」の下に「母子生活支援施設」を加える。

第二十九条第一項第四号イ中「第十三条第三項第二号」を「第十三条第三項第三号」に改める。

第三十二条中「ついで」の下に「年齢、発達の状態その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十四条中「児童家庭支援センター」の下に「里親支援センター」を加える。

第四十条中「ついで」の下に「年齢、発達の状態その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第四十三条中「児童家庭支援センター」の下に「里親支援センター」を加える。

第六十二条中「ついで」の下に「年齢、発達の状態その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第六十五条中「児童家庭支援センター」の下に「里親支援センター」を加える。

第九十二条中「ついで」の下に「年齢、発達の状態その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第九十四条中「児童家庭支援センター」の下に「里親支援センター」を加える。

第九十二条中「ついで」の下に「年齢、発達の状態その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第一百五十五条中「児童家庭支援センター」の下に「里親支援センター」を加える。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十四章の二 里親支援センター

(設備の基準)

第九九条の二 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第三項第三号において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第九九条の三 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。  
一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童(法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。  
一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親及び里親にならうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格)

第百九条の四 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第百九条の五 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親にならうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親にならうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第百九条の六 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する

業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第百九条の七 里親支援センターは、その長に、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じて児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらせなければならない。

附則第九項中「(昭和二十三年厚生省令第十一号)」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十五号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二の表五の項第九号中「熱膨張」を「高精度熱膨張」に改め、同号イ中「三、七六〇」を「四、九〇〇」に改め、同号ロ中「五、一六〇」を「六、六〇〇」に改め、同項第十六号中「窒素吸着法」を「ガス吸着法」に、「四、六四〇」を「七、九〇〇」に改め、同項第十七号中「窒素吸着法」を「ガス吸着法」に、「六、五八〇」を「一六、二九〇」に改め、同項中

21	レーザー顕微鏡観察	イ 三次元観察(一か所の写真撮影を含む。)
		ロ 表面観察(一か所写真撮影を含む。)

所一枚	一件につき	四、三七〇
一枚の	一件につき	三、四四〇

を

21	レーザー顕微鏡観察	イ 三次元観 の写真撮影
22	ゼータ電位(粒子分散液)	ロ 表面観察 の写真撮影を

察(一か所一枚を含む。)

一件につき	四、三七〇
一件につき	三、四四〇
一件につき	九、〇〇〇

(一か所一枚の含む。)

一件につき	三、四四〇
一件につき	九、〇〇〇

に改め、同表備考中「郵送一通につき

三〇〇円」を「郵便料金」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県条例第十六号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表一の項イ中「五、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改め、同項ロ中「九、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同項ハ中「二四、〇〇〇円」を「五六、〇〇〇円」に改め、同項ニ中「二九、〇〇〇円」を「八八、〇〇〇円」に改め、同項ホ中「三四、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同項ヘ中「四八、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に改め、同項ト中「二四、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に改め、同

項チ中「二四、〇〇〇円」を「三四六、〇〇〇円」に改め、同項リ中「四六〇、〇〇〇円」を「六一三、〇〇〇円」に改め、同項一備考を次のように改める。

備考

一 申請に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機が含まれている場合は、当該昇降機一基につき建築設備加算額を加算する。  
 二 申請に係る計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十一条第一項ただし書に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第二条第一項第一号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をするときは、附表区分の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表額の欄に定める額を加算する。

別表第二の表一の項イ中「九、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に改め、同項ロ中「五、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改め、同項ニ中「八、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改め、同項ホ中「二四、〇〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に改め、同表三の項イ中「一〇、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「三六、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「三八、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に改め、同項イ備考を削り、同項ロ中「九、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一、〇〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、

床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	一件につき	三七〇
-----------------------	-------	-----

区 分		単 位	額 (円)
一 一戸建ての住宅	1 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一件につき	一四、〇〇〇
	2 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一件につき	一六、〇〇〇
	共同住宅等		
二 共同住宅等	1 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	一件につき	二七、〇〇〇
	2 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一件につき	四一、〇〇〇
	3 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	一件につき	六六、〇〇〇

別表第二の表三の項2中「三一、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改め、同表3中「九、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同表四の項1中「九、〇〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に改め、同項2中「二、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同項3中「二五、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に改め、同項4中「二〇、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に改め、同項5中「三三、〇〇〇円」を「六九、〇〇〇円」に改め、同項6中「四五、〇〇〇円」を「九一、〇〇〇円」に改め、同項7中「二〇〇、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に改め、同項8中「二六〇、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同項9中「三三〇、〇〇〇円」を「四一六、〇〇〇円」に改め、同表に次の附表を加える。

附表

床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	一件につき	四六九、〇〇〇
-----------------------	-------	---------

備考 申請に係る計画に法第八十七条の四に規定する昇降機が含まれている場合は、当該昇降機一基につき四八、〇〇〇円（小荷物専用昇降機については、二六、〇〇〇円）を加算する。

<p>別表第三の表三の項中「一七、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同表四の項中「二二、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改め、同表五の項中「一七、〇〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に改め、同表六の項中「二二、〇〇〇円」を「四八、〇〇〇円」に、「八五、〇〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「一八一、〇〇〇円」を「一八六、〇〇〇円」に改め、同項1及び2中「八五、〇〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に、「一七〇、〇〇〇円」を「一七〇、〇〇〇円」に、「一七四、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に改め、同項2イ中「一八、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同項2ト中「八」を「九」に、「二四二、〇〇〇円」を「二四七、〇〇〇円」に、「三〇三、〇〇〇円」を「三〇九、〇〇〇円」に、「三九一、〇〇〇円」を「三九九、〇〇〇円」に、「五五八、〇〇〇円」を「五六九、〇〇〇円」に、「六八七、〇〇〇円」を「七〇一、〇〇〇円」に、「八二二、〇〇〇円」を「八二九、〇〇〇円」に、「九二六、〇〇〇円」を「九四六、〇〇〇円」に改め、同項2トトをりとし、同項2へ中「用途に応じて二次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いた知事が定める計算方法（以下この表において「モデル建物法」という。）による」を「省令第十条第一号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する」に、「九二二、〇〇〇円」を「九四、〇〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一五四、〇〇〇円」を「二五八、〇〇〇円」に、「二四八、〇〇〇円」を「二五六、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三四、〇〇〇円」に、「三九〇、〇〇〇円」を「四〇二、〇〇〇円」に、「四五七、〇〇〇円」を「四七一、〇〇〇円」に改め、同項2中ハをチとし、同項2ホ中「一六、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一四六、〇〇〇円」を「一四九、〇〇〇円」に、「一九一、〇〇〇円」を「一九五、〇〇〇円」に、「二九八、〇〇〇円」を「三〇四、〇〇〇円」に、「三八二、〇〇〇円」を「三九〇、〇〇〇円」に、「四五六、〇〇〇円」を「四六六、〇〇〇円」に、「五三三、〇〇〇円」を「五四三、〇〇〇円」に改め、同項2中ホをトとし、同項2ニ中「八」を「二及びホ」に、「三六、〇〇〇円」を「三七、〇〇〇円」に、「七三、〇〇〇円」を「七五、〇〇〇円」に、「一〇三、〇〇〇円」</p>	<p>4 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの</p> <p>一件につき</p> <p>八六、〇〇〇</p> <p>備考 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p>
--	---



〇〇」を「一〇五、〇〇〇」に、「一四五、〇〇〇」を「一四八、〇〇〇」に、「二〇八、〇〇〇」を「二二二、〇〇〇」に、「二九八、〇〇〇」を「三〇五、〇〇〇」に、「四〇四、〇〇〇」を「四一三、〇〇〇」に、「五二九、〇〇〇」を「五四一、〇〇〇」に、「六二二、〇〇〇」を「六三五、〇〇〇」に改め、同項2中2をへとし、同項2への前に次のように加える。

ホ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分(省令第十条 第二号イ <sup>(1)</sup> 及びロ <sup>(2)</sup> に掲げる基準又 は同号イ <sup>(2)</sup> 及びロ <sup>(1)</sup> に掲げる基準を 満たしていること を確認する場合に 限る。)	申請戸数が一のもの	一件に つき	二八、〇〇〇
	申請戸数が一を超え五以下のもの	一件に つき	五五、〇〇〇
	申請戸数が五を超え十以下のもの	一件に つき	七八、〇〇〇
	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件に つき	一一〇、〇〇〇
	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件に つき	一六一、〇〇〇
	申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件に つき	一三六、〇〇〇
	申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件に つき	三三五、〇〇〇
	申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件に つき	四二六、〇〇〇
	申請戸数が三百を超えるもの	一件に つき	四九〇、〇〇〇

別表第一十八の三の表一の項2中「二八、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「三四、〇〇〇」を「三六、〇〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「五一、〇〇〇」に、「七一、〇〇〇」を「七四、〇〇〇」に、「〇六、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「一六、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「四一、〇〇〇」に、「二九、〇〇〇」を「三一、〇〇〇」に、「三六、〇〇〇」を「三五、〇〇〇」に改め、同項2中8を二とし、同項2中「イ」を「イ及びロ」に、「三六、〇〇〇」を「三七、〇〇〇」に改め、同項2中ロを八とし、同項2イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅(省令第十条第二号イ<sup>(1)</sup>及びロ<sup>(2)</sup>に掲げる基準又は同号イ<sup>(2)</sup>及びロ<sup>(1)</sup>に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)

一件に つき	二八、〇〇〇
-----------	--------

別表第一十八の三の表一の項1口中「五一、〇〇〇」を「五一、〇〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八三、〇〇〇」に、「一〇二、〇〇〇」を「一〇四、〇〇〇」に、「一〇九、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同項1八及び二中「一〇、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「五一、〇〇〇」を「五二、〇〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八三、〇〇〇」に、「一〇二、〇〇〇」を「一〇四、〇〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「三一、〇〇〇」に改め、同項2中「イ」を「イ、ロ」に、「三三、〇〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「三五、〇〇〇」を「三六、〇〇〇」に、「三九、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に、「四三、〇〇〇」を「四四、〇〇〇」に、「四八、〇〇〇」を「四九、〇〇〇」に改め、同項2中ロをりとし、同項2へ中「モデル建物法による」を「省令第十条第一号イ<sup>(2)</sup>及びロ<sup>(2)</sup>に掲げる基準を満たしていることを確認する」に、「四七、〇〇〇」を「四八、〇〇〇」に、「六〇、〇〇〇」を「六一、〇〇〇」に、「八〇、〇〇〇」を「八二、〇〇〇」に、「一三三、〇〇〇」を「一三七、〇〇〇」に、「一七六、〇〇〇」を「一八一、〇〇〇」に、「二二二、〇〇〇」を「二二八、〇〇〇」に、「二五〇、〇〇〇」を「二五七、〇〇〇」に改め、同項2中ロをりとし、同項2水中「五九、〇〇〇」を「六〇、〇〇〇」に、「七四、〇〇〇」を「七六、〇〇〇」に、「九八、〇〇〇」を「一〇〇、〇〇〇」に、「一五七、〇〇〇」を「一六一、〇〇〇」に、「二〇五、〇〇〇」を「二〇九、〇〇〇」に、「二四五、〇〇〇」を「二五一、〇〇〇」に、「二八七、〇〇〇」を「二九三、〇〇〇」に改め、同項2中水を下とし、同項2中「ハ」を「ニ及びホ」に、「七六、〇〇〇」を「七七、〇〇〇」に、「一〇九、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「一五八、〇〇〇」を「一六一、〇〇〇」に、「二一六、〇〇〇」を「二二〇、〇〇〇」に、「二八二、〇〇〇」を「二八八、〇〇〇」に、「三一九、〇〇〇」を「三三六、〇〇〇」に改め、同項2中2をへとし、同項2への前に次のように加える。

ホ 一戸建ての住宅 以外の住宅の住戸 部分(省令第十条 第二号イ <sup>(1)</sup> 及びロ	申請戸数が一のもの	一件に つき	一四、〇〇〇
	申請戸数が一を超え五以下のもの	一件に つき	二九、〇〇〇



二 住宅 以外の 建築物							
床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	床面積が二 万五千平方 メートル以 下のもの	床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ ートル以下 のもの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下 のもの	床面積が千 平方メー トルを超え 二千平方メ ートル以下の もの
一件に	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
五、 〇〇〇	三、 〇〇〇	六五、 〇〇〇		五二、 〇〇〇	四一、 〇〇〇	二六、 〇〇〇	九、 〇〇〇
2 に掲							
イ (省令第十 条第二号)							
超えるもの	床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	床面積が二 万五千平方 メートル以 下のもの	床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル以 下のもの	床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ ートル以下 のもの	床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下 のもの	床面積が千 平方メー トルを超え 二千平方メ ートル以下の もの
一件に つき	一件に つき		一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
五、 〇〇〇	六五、 〇〇〇		五二、 〇〇〇	四一、 〇〇〇	二六、 〇〇〇		九、 〇〇〇







子 住宅 以外の 建築物 (省令 第十条 第一号 及び 伊(2)及 び口(2) に掲げ る基準 を満た してい ること を確認 する場 合に限 る。) 二万五千平 方メートル 以下のもの 床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの 床面積が三 百平方メー トル以下の もの 床面積が三 百平方メー トルを超え 千平方メー トル以下の もの 床面積が千 平方メート ルを超え二 千平方メー トル以下の もの 床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下 のもの 床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ ートル以下 のもの							
リ 住宅 以外の 建築物 (手に 掲げる 建築物 を除く) 床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの 床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの 床面積が三 百平方メー トル以下の もの 床面積が三 百平方メー トルを超え 千平方メー トル以下の もの 床面積が千 平方メート ルを超え二 千平方メー トル以下の もの 床面積が二 千平方メー トルを超え 五千平方メ ートル以下 のもの 床面積が五 千平方メー トルを超え 一万平方メ							

1メートル以下 のもの	一件につき	二二六、〇〇〇
床面積が一 万平方メー トルを超え 二万五千平 方メートル 以下のもの	一件につき	二四七、〇〇〇
床面積が二 万五千平方 メートルを 超えるもの	一件につき	二四七、〇〇〇

別表第十八の三の表備考第三号を次のように改める。

三 一戸建ての住宅以外の住宅(2)に掲げる場合に限る。( )について、申請に係る建築物の住戸部分をニ、ホ又はハのうち二以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、ニ、ホ又はハの区分の欄に掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額(当該合計した額が、ハの区分の欄(当該建築物の住戸部分をニ及びホの区分により計算する評価方法による場合にあっては、ホの区分の欄)に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を超える場合)にあっては、当該額とする。

別表第十八の三の表備考第四号中「ハ又はニ」を「ニ、ホ又はハ」に改め、「申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額」の「ハ又はニ」(前号に規定する場合)にあっては、同号の規定により計算した額(「ホ」を加え、「ホ」を「ト」に改め、同表備考第五号中「額は、口の区分の欄(2)に掲げる場合」にあっては、「ハ又はニ」を「額は、口の区分の欄(2)に掲げる場合」にあっては、「ホ又はハ」に、「前号」を「前二号」に、「口の区分の欄(2)に掲げる場合」にあっては、「ハ又はニの区分の欄」に掲げる当該申請戸数にそれぞれ額の欄に掲げる額及びハの区分の欄(2)に掲げる場合)にあっては、ホの区分の欄(2)に掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額を「これらの規定により計算した額」に、「ハ又はト」を「チ又はリ」に改める。

別表第十八の四の表一の項中「平成二十七年法律第五十三号」を削り、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項1二中「法第三十四条第一項」を「住宅以外の建築物(法第二十九条第一項)に改

め、「他の建築物」の下に「に限る。」を加え、「八五、〇〇〇」を「八七、〇〇〇」に、「一三五、〇〇〇」を「一三八、〇〇〇」に、「一七〇、〇〇〇」を「一七四、〇〇〇」に、「二一三、〇〇〇」を「二一八、〇〇〇」に改め、同項1中を力とし、同項1八中「ニ」を「住宅以外の建築物(カ)に改め、「定める建築物」の下に「に限る。」を加え、「一九、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「二八、〇〇〇」を「二九、〇〇〇」に、「四〇、〇〇〇」を「四一、〇〇〇」に、「九九、〇〇〇」を「一〇三、〇〇〇」に、「一五一、〇〇〇」を「一五五、〇〇〇」に、「一八七、〇〇〇」を「一九三、〇〇〇」に、「二三三、〇〇〇」を「二三九、〇〇〇」に改め、同項1中ハをワとし、同項1口中「ハ及びニ」に掲げる建築物以外の建築物(省令第一条第一項第一号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合)を「住宅以外の建築物(ル、ワ及び力に掲げる建築物)に、「二四二、〇〇〇」を「二四七、〇〇〇」に、「三〇三、〇〇〇」を「三〇九、〇〇〇」に、「三九一、〇〇〇」を「三九九、〇〇〇」に、「五五八、〇〇〇」を「五六九、〇〇〇」に、「六八七、〇〇〇」を「七〇一、〇〇〇」に、「八二二、〇〇〇」を「八二九、〇〇〇」に、「九二六、〇〇〇」を「九四六、〇〇〇」に改め、同項1中口をヲとし、同項1イ中「ハ及びニ」に掲げる建築物以外の建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。))を「住宅以外の建築物(ワ及び力に掲げる建築物を除く。)(省令)に、「九二、〇〇〇」を「九四、〇〇〇」に、「一七、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「五四、〇〇〇」を「五八、〇〇〇」に、「二四八、〇〇〇」を「二五六、〇〇〇」に、「三三四、〇〇〇」を「三三四、〇〇〇」に、「三九〇、〇〇〇」を「四〇二、〇〇〇」に、「四五七、〇〇〇」を「四七〇、〇〇〇」に改め、同項1中イをルとし、同項1ルの前に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅(ニ)に掲げる住宅を除く。( )建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)(第一条第一項第一号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	一件につき	一九、〇〇〇
ロ 一戸建ての住宅(ニ)に掲げる住宅を除く。( )省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。( )	一件につき	二八、〇〇〇
ハ 一戸建ての住宅(イ、ロ及びニ)に掲げる住宅を除く。( )	一件につき	三七、〇〇〇

<p>二 一戸建ての住宅（法第二十九条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第三項に規定する他の建築物に限る。）</p>	申請戸数が一のもの	一件につき	五、〇〇〇	
	申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	一九、〇〇〇	
	申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	三六、〇〇〇	
	申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	五一、〇〇〇	
	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	七四、〇〇〇	
	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	一一二、〇〇〇	
	申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	一六九、〇〇〇	
	申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	二四一、〇〇〇	
	申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	三一一、〇〇〇	
	申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	三五四、〇〇〇	
<p>ハ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（チに掲げる住宅の住戸部分を除く。）</p>	申請戸数が一のもの	一件につき	二八、〇〇〇	
	申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	五五、〇〇〇	
	申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	七八、〇〇〇	
	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	一一〇、〇〇〇	
	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	一六二、〇〇〇	
	<p>ニ 一戸建ての住宅（法第二十九条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第三項に規定する他の建築物に限る。）</p>	申請戸数が一のもの	一件につき	二二六、〇〇〇
		申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	三二五、〇〇〇
		申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	四二六、〇〇〇
		申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	四九〇、〇〇〇
		申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	三七、〇〇〇
申請戸数が二十五を超え五十以下のもの		一件につき	七五、〇〇〇	
申請戸数が五十を超え百以下のもの		一件につき	一〇五、〇〇〇	
申請戸数が百を超え二百以下のもの		一件につき	一四八、〇〇〇	
申請戸数が二百を超え三百以下のもの		一件につき	二二二、〇〇〇	
申請戸数が三百を超えるもの		一件につき	三〇五、〇〇〇	
<p>チ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（法第二十九条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第三項に規定する他の建築物に限る。）</p>	申請戸数が一のもの	一件につき	五、〇〇〇	
	申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	一〇、〇〇〇	
	申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	一七、〇〇〇	
	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	五、〇〇〇	
	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	六三五、〇〇〇	
	申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	五四一、〇〇〇	
	申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	四一三、〇〇〇	
	申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	五四一、〇〇〇	
	申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	六三五、〇〇〇	
	申請戸数が一のもの	一件につき	五、〇〇〇	
<p>ト 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（ホ、ハ及びチに掲げる住宅の住戸部分を除く。）</p>	申請戸数が一のもの	一件につき	三七、〇〇〇	
	申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	七五、〇〇〇	
	申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	一〇五、〇〇〇	
	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	一四八、〇〇〇	
	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	二二二、〇〇〇	
	申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	三〇五、〇〇〇	
	申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	四一三、〇〇〇	
	申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	五四一、〇〇〇	
	申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	六三五、〇〇〇	
	申請戸数が一のもの	一件につき	五、〇〇〇	

又 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 (法第二十九 条第一項の認 認)	消費性能向上 計画に係る同 条第三項に規 定する他の建 築物に限る。 )	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	二九、〇〇〇
	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	四九、〇〇〇	
	申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	八七、〇〇〇	
	申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	一三八、〇〇〇	
	申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	一七四、〇〇〇	
	申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	一八六、〇〇〇	
	床面積が三百平方メートル以下のもの	一件につき	一一八、〇〇〇	
	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	一四九、〇〇〇	
	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九五、〇〇〇	
	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	一件につき	三〇四、〇〇〇	
床面積が五千平方メートルを超え一 万平方メートル以下のもの	一件につき	三九〇、〇〇〇		
床面積が一万平方メートルを超え二 万五千平方メートル以下のもの	一件につき	四六六、〇〇〇		
床面積が二万五千平方メートルを超 えるもの	一件につき	五四三、〇〇〇		
床面積が三百平方メートル以下のもの	一件につき	一〇、〇〇〇		
床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	一八、〇〇〇		

別表第一十八の四の表一の項2中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十三条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同項2中「法第三十四条第一項」を「住宅以外の建築物(法第二十九条第一項)に改め、「他の建築物」の下に「に限る。」を加え、「一〇、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「五一、〇〇〇」を「五二、〇〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八三、〇〇〇」に、「一〇二、〇〇〇」を「一〇四、〇〇〇」に、「二二八、〇〇〇」を「二三一、〇〇〇」に改め、同項2中を力とし、同項2ハ中「二」を「住宅以外の建築物(カ)に改め、「定める建築物」の下に「に限る。」を加え、「一五、〇〇〇」を「一六、〇〇〇」に、「三一、〇〇〇」を「三二、〇〇〇」に、「五八、〇〇〇」を「六〇、〇〇〇」に、「八九、〇〇〇」を「九一、〇〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「一四、〇〇〇」を「一五、〇〇〇」に改め、同項2中ハを力とし、同項2ロ中「八及び二に掲げる建築物以外の建築物(省令第一条第一項第一号に掲げる基準を満たしていることを確認する場合)」を「住宅以外の建築物(ル、ワ及び力に掲げる建築物)」に、「一一二、〇〇〇」を「一一四、〇〇〇」に、「一五三、〇〇〇」を「一五六、〇〇〇」に、「一九九、〇〇〇」を「二〇二、〇〇〇」に、「二八七、〇〇〇」を「二九三、〇〇〇」に、「三五七、〇〇〇」を「三六四、〇〇〇」に、「四三三、〇〇〇」を「四三三、〇〇〇」に、「四八五、〇〇〇」を「四九五、〇〇〇」に改め、同項2中ロを力とし、同項2イ中「八及び二に掲げる建築物以外の建築物」を「住宅以外の建築物(ワ及び力に掲げる建築物を除く。）」に、「四七、〇〇〇」を「四八、〇〇〇」に、「六〇、〇〇〇」を「六一、〇〇〇」に、「八〇、〇〇〇」を「八二、〇〇〇」に、「一三三、〇〇〇」を「一三七、〇〇〇」に、「一七六、〇〇〇」を「一八一、〇〇〇」に、「二二二、〇〇〇」を「二二八、〇〇〇」に、「二五〇、〇〇〇	定を受けた建 築物(キルキ 消費性能向上 計画に係る同 条第三項に規 定する他の建 築物に限る。)	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	二九、〇〇〇
	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	一件につき	八七、〇〇〇	
	床面積が五千平方メートルを超え一 万平方メートル以下のもの	一件につき	一三八、〇〇〇	
	床面積が一万平方メートルを超え二 万五千平方メートル以下のもの	一件につき	一七四、〇〇〇	
	床面積が二万五千平方メートルを超 えるもの	一件につき	二二八、〇〇〇	

○「を」を「二五七、〇〇〇」に改め、同項2中イをルとし、同項2ルの前に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅(二に掲げる住宅を除く。)(省令第一条第一項第二号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	一件につき	一〇、〇〇〇
ロ 一戸建ての住宅(二に掲げる住宅を除く。)(省令第一条第一項第二号イ①及びロ②に掲げる基準又は同号イ②及びロ①に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	一件につき	一四、〇〇〇
ハ 一戸建ての住宅(イ、ロ及び二に掲げる住宅を除く。)	一件につき	一九、〇〇〇
ニ 一戸建ての住宅(法第二十九条第一項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第三項に規定する他の建築物に限る。)	一件につき	三、〇〇〇
ホ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(チに掲げる住宅の住戸部分を除く。)(省令第一条第一項第二号イ②及びロ②)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。	一件につき	一九、〇〇〇
申請戸数が一のもの	一件につき	一〇、〇〇〇
申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	一九、〇〇〇
申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	二七、〇〇〇
申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	四〇、〇〇〇
申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	六一、〇〇〇
申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	九三、〇〇〇
申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	一三四、〇〇〇
申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	一七三、〇〇〇
申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	一九六、〇〇〇

ヘ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(チに掲げる住宅の住戸部分を除く。)(省令第一条第一項第二号イ①及びロ②)に掲げる基準又は同号イ②及びロ①に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	一件につき	一四、〇〇〇
申請戸数が一のもの	一件につき	二九、〇〇〇
申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	四一、〇〇〇
申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	五八、〇〇〇
申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	八六、〇〇〇
申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	一二七、〇〇〇
申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	一七六、〇〇〇
申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	二三〇、〇〇〇
申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	二六四、〇〇〇
申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	一九、〇〇〇
ト 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(ホ、ヘ及びチ)に掲げる住宅の住戸部分を除く。)	一件につき	三八、〇〇〇
申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	五四、〇〇〇
申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	七七、〇〇〇
申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	一一一、〇〇〇
申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	一六一、〇〇〇
申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	一九六、〇〇〇





「六八七、〇〇〇」を「七〇一、〇〇〇」に、「八二一、〇〇〇」を「八二九、〇〇〇」に、「九二六、〇〇〇」を「九四六、〇〇〇」に改め、同項２中トをリとし、同項２ハ中「九二、〇〇〇」を「九四、〇〇〇」に、「一七、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「一五四、〇〇〇」を「一五八、〇〇〇」に、「二四八、〇〇〇」を「二五六、〇〇〇」に、「三三四、〇〇〇」を「三三四、〇〇〇」に、「三九〇、〇〇〇」を「四〇二、〇〇〇」に、「四五七、〇〇〇」を「四七二、〇〇〇」に改め、同項２中ハをチとし、同項２水中「一六、〇〇〇」を「一八、〇〇〇」に、「四六、〇〇〇」を「四九、〇〇〇」に、「九一、〇〇〇」を「九五、〇〇〇」に、「二九八、〇〇〇」を「三〇四、〇〇〇」に、「三八一、〇〇〇」を「三九〇、〇〇〇」に、「四五六、〇〇〇」を「四六六、〇〇〇」に、「五三三、〇〇〇」を「五四三、〇〇〇」に改め、同項２中ホをトとし、同項２中「八」を「二及びホ」に、「三六、〇〇〇」を「三七、〇〇〇」に、「七三、〇〇〇」を「七五、〇〇〇」に、「一〇三、〇〇〇」を「一〇五、〇〇〇」に、「一四五、〇〇〇」を「一四八、〇〇〇」に、「二〇八、〇〇〇」を「二二二、〇〇〇」に、「二九八、〇〇〇」を「三〇五、〇〇〇」に、「四〇四、〇〇〇」を「四一三、〇〇〇」に、「五二九、〇〇〇」を「五四一、〇〇〇」に、「六三二、〇〇〇」を「六三五、〇〇〇」に改め、同項２中ニをへとし、同項２ハの前に次のように加える。

ホ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 (省令第十条第二号イ <sup>(1)</sup> 及びロ <sup>(2)</sup> に掲げる基準又は同号イ <sup>(2)</sup> 及びロ <sup>(1)</sup> に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が一のもの	一件につき	二八、〇〇〇
申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	五五、〇〇〇	
申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	七八、〇〇〇	
申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	一一〇、〇〇〇	
申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	一六二、〇〇〇	
申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	二三六、〇〇〇	
申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	三三五、〇〇〇	

申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	四二六、〇〇〇
申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	四九〇、〇〇〇

別表第一十八の四の表二の項２ハ中「八、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「三四、〇〇〇」を「三六、〇〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「五一、〇〇〇」に、「七一、〇〇〇」を「七四、〇〇〇」に、「一〇六、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「一六〇、〇〇〇」を「一六九、〇〇〇」に、「二二八、〇〇〇」を「二四二、〇〇〇」に、「二九五、〇〇〇」を「三一、〇〇〇」に、「三三六、〇〇〇」を「三五四、〇〇〇」に改め、同項２中ハをニとし、同項２ロ中「イ」を「イ及びロ」に、「三六、〇〇〇」を「三七、〇〇〇」に改め、同項２中ロをハとし、同項２イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅(省令第十条第二号イ<sup>(1)</sup>及びロ<sup>(2)</sup>に掲げる基準又は同号イ<sup>(2)</sup>及びロ<sup>(1)</sup>に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)

一件につき	二八、〇〇〇
-------	--------

別表第一十八の四の表三の項中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項１中「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同項１ロ中「五、〇〇〇」を「五二、〇〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八三、〇〇〇」に、「一〇二、〇〇〇」を「一〇四、〇〇〇」に、「一九九、〇〇〇」を「二一、〇〇〇」に改め、同項１ハ及びニ中「一〇、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「五一、〇〇〇」を「五二、〇〇〇」に、「八一、〇〇〇」を「八三、〇〇〇」に、「一〇二、〇〇〇」を「一〇四、〇〇〇」に、「二二八、〇〇〇」を「二三、〇〇〇」に改め、同項２ト中「ハ」を「チ」に、「三三、〇〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「五三、〇〇〇」を「五六、〇〇〇」に、「九九、〇〇〇」を「一〇二、〇〇〇」に、「二八七、〇〇〇」を「二九三、〇〇〇」に、「三五七、〇〇〇」を「三六四、〇〇〇」に、「四三三、〇〇〇」を「四三三、〇〇〇」に、「四八五、〇〇〇」を「四九五、〇〇〇」に改め、同項２中トをリとし、同項２ハ中「四七、〇〇〇」を「四八、〇〇〇」に、「六〇、〇〇〇」を「六二、〇〇〇」に、「八〇、〇〇〇」を「八二、〇〇〇」に、「一三三、〇〇〇」を「一三七、〇〇〇」に、「一七六、〇〇〇」を「一八二、〇〇〇」に、「二二二、〇〇〇」を「二二八、〇〇〇」に、「二五〇、〇〇〇」を「二五七、〇〇〇」に改め、同項２中ハをチとし、同項２水中「五九、〇〇〇」を「六〇、〇〇〇」に、「七四、〇〇〇」を



「七六、〇〇〇」に、「九八、〇〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「一五七、〇〇〇」を「一六一、〇〇〇」に、「二〇五、〇〇〇」を「二〇九、〇〇〇」に、「二四五、〇〇〇」を「二五一、〇〇〇」に、「二八七、〇〇〇」を「二九三、〇〇〇」に改め、同項2中ホを下とし、同項2中「ハ」を「ニ及びホ」に、「七六、〇〇〇」を「七七、〇〇〇」に、「二〇九、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「二五八、〇〇〇」を「六一、〇〇〇」に、「二二六、〇〇〇」を「二二〇、〇〇〇」に、「二八二、〇〇〇」を「二八八、〇〇〇」に、「三二九、〇〇〇」を「三三六、〇〇〇」に改め、同項2中ニをへとし、同項2への前に次のように加える。

水 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 (省令第十条第二号イ <sup>(1)</sup> 及びロ <sup>(2)</sup> に掲げる基準又は同号イ <sup>(2)</sup> 及びロ <sup>(1)</sup> に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	申請戸数が一のもの	一件につき	一四、〇〇〇
	申請戸数が一を超え五以下のもの	一件につき	二九、〇〇〇
	申請戸数が五を超え十以下のもの	一件につき	四一、〇〇〇
	申請戸数が十を超え二十五以下のもの	一件につき	五八、〇〇〇
	申請戸数が二十五を超え五十以下のもの	一件につき	八六、〇〇〇
	申請戸数が五十を超え百以下のもの	一件につき	一二七、〇〇〇
	申請戸数が百を超え二百以下のもの	一件につき	一七六、〇〇〇
	申請戸数が二百を超え三百以下のもの	一件につき	二三〇、〇〇〇
	申請戸数が三百を超えるもの	一件につき	二六四、〇〇〇

別表第一十八の四の表三の項2中「ハ、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「三八、〇〇〇」を「四〇、〇〇〇」に、「五八、〇〇〇」を「六一、〇〇〇」に、「八九、〇〇〇」を「九三、〇〇〇」に、「二七、〇〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「六四、〇〇〇」を「七三、〇〇〇」に、「八五、〇〇〇」を「九六、〇〇〇」に改め、同

項2中ハを二とし、同項2ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同項2中ロを八とし、同項2イの次に次のように加える。

ロ 一戸建ての住宅(省令第十条第二号イ <sup>(1)</sup> 及びロ <sup>(2)</sup> に掲げる基準又は同号イ <sup>(2)</sup> 及びロ <sup>(1)</sup> に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	一件につき	一四、〇〇〇
---	-------	--------

別表第一十八の四の表四の項を削り、同表五の項中「平成二十八年国土交通省令第五号(第十一条)を「第十三条」に、「軽微変更該当証明書交付手数料」を「性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料」に改め、同項3中「用途」を「住宅以外の建築物(用途)」に改め、「定める建築物」の下に「」を加え、「

六、〇〇〇」に、「七、〇〇〇」を「八、〇〇〇」に、「一一、〇〇〇」を

「二、〇〇〇」に、「二九、〇〇〇」を「三〇、〇〇〇」に、「四四、〇〇〇」を「四六、〇〇〇」に、「五五、〇〇〇」を「五七、〇〇〇」に、「六九、〇〇〇」を「七一、〇〇〇」に改め、同項3を同項10とし、同項2中「3」に掲げる建築物以外の建築物(省令第一条第一項第一号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合)を「住宅以外の建築物(8及び10に掲げる建築物)に、「六〇、〇〇〇」を「六一、〇〇〇」に、「七七、〇〇〇」を「七八、〇〇〇」に、「九九、〇〇〇」を「一〇一、〇〇〇」に、「一四三、〇〇〇」を「一四七、〇〇〇」に、「一七八、〇〇〇」を「一八二、〇〇〇」に、「二一一、〇〇〇」を「二二六、〇〇〇」に、「二四二、〇〇〇」を「二四七、〇〇〇」に改め、同項2を同項9とし、同項1中「3」に掲げる建築物以外の建築物」を「住宅以外の建築物(10に掲げる建築物を除く。」「に、「二三三、〇〇〇」を「二四、〇〇〇」に、「三〇、〇〇〇」を「三一、〇〇〇」に、「四〇、〇〇〇」を「四一、〇〇〇」に、「六六、〇〇〇」を「六八、〇〇〇」に、「八八、〇〇〇」を「九〇、〇〇〇」に、「一〇六、〇〇〇」を「一〇九、〇〇〇」に、「一二五、〇〇〇」を「一二九、〇〇〇」に改め、同項1を同項8とし、同項8の前に次のように加える。

1 一戸建ての住宅(省令第一条第一項第二号イ <sup>(2)</sup> 及びロ <sup>(2)</sup> に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)	一件につき	五、〇〇〇
--	-------	-------

<p>2 一戸建ての住宅（省令第一条第一項第二号イ①及びロ②）に掲げる基準又は同号イ②及びロ①に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）</p>	<p>3 一戸建ての住宅（1及び2に掲げる住宅を除く。）</p>	<p>4 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第一条第一項第二号イ②及びロ②）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）</p>	<p>申請戸数が一のもの 一件につき 七、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え五以下のもの 一件につき 一〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え十以下のもの 一件につき 一四、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え五十以下のもの 一件につき 九、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え二百以下のもの 一件につき 五、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え二百五十以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え三百以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え五百以下のもの 一件につき 一四、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え七百以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え一千以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え二千以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え三千以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え五千以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え七千以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え一万以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p>	<p>5 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第一条第一項第二号イ①及びロ②）に掲げる基準又は同号イ②及びロ①に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）</p>	<p>申請戸数が一のもの 一件につき 七、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え五以下のもの 一件につき 一四、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え十以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え五十以下のもの 一件につき 九、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え二百以下のもの 一件につき 五、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え二百五十以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え三百以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え五百以下のもの 一件につき 一四、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え七百以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え一千以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え二千以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え三千以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え五千以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え七千以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え一万以下のもの 一件につき 二〇、〇〇〇</p>	<p>たしていることを確認する場合に限る。）</p>	<p>6 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（4及び5に掲げる住宅の住戸部分を除く。）</p>	<p>申請戸数が二十五を超え五十以下のもの 一件につき 四三、〇〇〇</p> <p>申請戸数が五十を超え百以下のもの 一件につき 六三、〇〇〇</p> <p>申請戸数が百を超え二百以下のもの 一件につき 八八、〇〇〇</p> <p>申請戸数が二百を超え三百以下のもの 一件につき 一一五、〇〇〇</p> <p>申請戸数が三百を超えるもの 一件につき 一三三、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一のもの 一件につき 一〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え五以下のもの 一件につき 一九、〇〇〇</p> <p>申請戸数が五を超え十以下のもの 一件につき 二七、〇〇〇</p> <p>申請戸数が十を超え二十五以下のもの 一件につき 三八、〇〇〇</p> <p>申請戸数が二十五を超え五十以下のもの 一件につき 五五、〇〇〇</p> <p>申請戸数が五十を超え百以下のもの 一件につき 八〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が百を超え二百以下のもの 一件につき 一一〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が二百を超え三百以下のもの 一件につき 一四四、〇〇〇</p> <p>申請戸数が三百を超えるもの 一件につき 一六八、〇〇〇</p> <p>床面積が三百平方メートル以下のもの 一件につき 三〇、〇〇〇</p> <p>床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの 一件につき 三八、〇〇〇</p>	<p>7 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分</p>	<p>申請戸数が一のもの 一件につき 一〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が一を超え五以下のもの 一件につき 一九、〇〇〇</p> <p>申請戸数が五を超え十以下のもの 一件につき 二七、〇〇〇</p> <p>申請戸数が十を超え二十五以下のもの 一件につき 三八、〇〇〇</p> <p>申請戸数が二十五を超え五十以下のもの 一件につき 五五、〇〇〇</p> <p>申請戸数が五十を超え百以下のもの 一件につき 八〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が百を超え二百以下のもの 一件につき 一一〇、〇〇〇</p> <p>申請戸数が二百を超え三百以下のもの 一件につき 一四四、〇〇〇</p> <p>申請戸数が三百を超えるもの 一件につき 一六八、〇〇〇</p> <p>床面積が三百平方メートル以下のもの 一件につき 三〇、〇〇〇</p> <p>床面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以下のもの 一件につき 三八、〇〇〇</p>
--	----------------------------------	--	--	--	--	----------------------------	---	---	----------------------------	--



二 住宅 以外の 建築物						
床面積が五 千平方メー トルを超え るもの	床面積が一 万平方メー トルを超え るもの	床面積が二 万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が二 万五千平 方メートルを 超えるもの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの	床面積が三 百平方メー トルを超え るもの	床面積が三 百平方メー トル以下の もの
一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
四一、〇〇〇	五二、〇〇〇	六五、〇〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇	九、〇〇〇	二六、〇〇〇
2 1 に掲げる 場合以外 の場合						
一戸建ての住宅 (省令第十条第二号 イ(2)及びロ(2)に掲 げる基準を満たしてい ることを確認する場 合に限る。)	一戸建ての住宅 (省令第十条第二号 イ(1)及びロ(2)に掲 げる基準又は同号イ(2) 及びロ(1)に掲げる基 準を満たしているこ とを確認する場合に 限る。)	一戸建ての住宅 (イ及びロに掲げる 住宅を除く。)	一戸建ての住宅 (省令第十条第二号 イ(2)及びロ(2)に掲 げる基準を満たしてい ることを確認する場 合に限る。)	一戸建ての住宅 (省令第十条第二号 イ(1)及びロ(2)に掲 げる基準又は同号イ(2) 及びロ(1)に掲げる基 準を満たしているこ とを確認する場合に 限る。)	一戸建ての住宅 (イ及びロに掲げる 住宅を除く。)	一戸建ての住宅 (イ及びロに掲げる 住宅を除く。)
一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
四一、〇〇〇	五二、〇〇〇	六五、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

水 一 戸 建 て の 外 の 住 宅 以 下 の 住 宅 住 居		二 一 戸 建 て の 外 の 住 宅 以 下 の 住 宅 住 居 の 住 居 部 分 ( 省 令 第 十 条 第 二 号 イ ( 1 ) 及 び 口 ( 2 ) に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る )									
申 請 戸 数 が 一 の も の	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き
一 四、 〇 〇 〇	七、 〇 〇 〇	九 八、 〇 〇 〇	八 六、 〇 〇 〇	六 七、 〇 〇 〇	四 七、 〇 〇 〇	三 〇、 〇 〇 〇	二 〇、 〇 〇 〇	一 四、 〇 〇 〇	九、 〇 〇 〇	五、 〇 〇 〇	
一 戸 建 て の 外 の 住 宅 以 下 の 住 宅 住 居 の 住 居 部 分 ( 二 及 戸 部 分		宅 の 住 居 部 分 ( 省 令 第 十 条 第 二 号 イ ( 1 ) 及 び 口 ( 2 ) に 掲 げ る 基 準 を 満 た し て い る こ と を 確 認 す る 場 合 に 限 る )									
申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き	申 請 戸 数 が 一 件 に つ き
二 七、 〇 〇 〇	一 九、 〇 〇 〇	一 〇、 〇 〇 〇	一 三 一、 〇 〇 〇	一 一 五、 〇 〇 〇	八 八、 〇 〇 〇	六 三、 〇 〇 〇	四 三、 〇 〇 〇	二 九、 〇 〇 〇	二 〇、 〇 〇 〇		

ト 一戸 建てる 住宅以 外の住 宅の共 用部分			び 水に 掲げる 住宅の 住戸部 分を除 く)					
もの トル以下 千平方メ トルを超 百平方メ 床面積が 三 一件に つき	もの トル以下 百平方メ 床面積が 三 一件に つき	るもの 申請戸数 が三百を 超える もの 三 一件に つき	もの 申請戸数 が二百を 超える もの 三 一件に つき	の 申請戸数 が二百を 超える もの 二 一件に つき	の 申請戸数 が五十を 超える もの 二 一件に つき	の 申請戸数 が二十五を 超える もの 二 一件に つき	の 申請戸数 が十を 超える もの 二 一件に つき	の 申請戸数 が五を 超える もの 二 一件に つき
三 八、 〇〇〇	三 〇、 〇〇〇	一 六八、 〇〇〇	一 四四、 〇〇〇	一 一〇、 〇〇〇	八 〇、 〇〇〇	五 五、 〇〇〇	三 八、 〇〇〇	
チ 住宅 以外の 建築物 (省令 第十条 第一号 及び第 二号)			び 口(2) 及び第 二号)					
トルを超 百平方メ 床面積が 三 一件に つき	もの トル以下 百平方メ 床面積が 三 一件に つき	るもの 申請戸数 が二百を 超える もの 二 一件に つき	の 申請戸数 が二百を 超える もの 二 一件に つき	の 申請戸数 が二百を 超える もの 二 一件に つき	の 申請戸数 が二百を 超える もの 二 一件に つき	の 申請戸数 が二百を 超える もの 二 一件に つき	の 申請戸数 が二百を 超える もの 二 一件に つき	の 申請戸数 が二百を 超える もの 二 一件に つき
三 一、 〇〇〇	二 四、 〇〇〇	一 四七、 〇〇〇	一 二五、 〇〇〇	一 〇四、 〇〇〇	八 〇、 〇〇〇	八 〇、 〇〇〇	五 〇、 〇〇〇	

に掲げ る基準 を満た してい ること を確認 する場 合に限 る。)							
リ 住宅 以外の 建築物 (手に 掲げる もの)	床面積が三 百平方メ ートル以 下のもの	床面積が二 万五千平 方メートル を超えるもの	床面積が二 万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が一 万平方メ ートルを超 えるもの	床面積が五 千平方メ ートルを超 えるもの	床面積が二 千平方メ ートルを超 えるもの	床面積が千 平方メー トルを超 えるもの
	一件に つき	一件に つき		一件に つき		一件に つき	一件に つき
	六二、 〇〇〇	一一九、 〇〇〇		一〇九、 〇〇〇		六八、 〇〇〇	四一、 〇〇〇
別表第二十八の四の表備考第四号から第七号まで、第十三号及び第十四号を削り、同	建築物 (を除く)						
	床面積が三 百平方メ ートルを超 えるもの	床面積が二 万五千平 方メートル 以下のもの	床面積が一 万平方メ ートルを超 えるもの	床面積が五 千平方メ ートルを超 えるもの	床面積が二 千平方メ ートルを超 えるもの	床面積が千 平方メー トルを超 えるもの	床面積が三 百平方メ ートルを超 えるもの
	一件に つき		一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき	一件に つき
	二四七、 〇〇〇		二二六、 〇〇〇	一八二、 〇〇〇	一四七、 〇〇〇	一〇一、 〇〇〇	七八、 〇〇〇



表備考第十五号を次のように改める。

十五 四の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を4、5又は6のうち二以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、4、5又は6の区分の欄に掲げる当該申請の各戸数にそれぞれ額を合計した額（当該合計した額が、6の区分の欄（当該建築物の住戸部分を4及び5の区分により計算する評価方法による場合にあっては、5の区分の欄）に掲げる当該申請の全戸数にそれぞれ額を合計した額を超える場合にあっては、当該額）とする。

別表第一十八の四の表備考第十六号中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同号を同表備考第二十一号とし、同号の前に次の五号を加える。

十六 四の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、4、5又は6の区分の欄に掲げる当該申請戸数にそれぞれ額を合計した額（前号に規定する場合にあっては、同号の規定により計算した額）及び7の区分の欄に掲げる当該建築物の共用部分の床面積にそれぞれ額を合計した額とする。

十七 四の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、4、5又は6の区分の欄に掲げる当該申請戸数にそれぞれ額を合計した額（前二号に規定する場合にあっては、これらの規定により計算した額）及び8、9又は10の区分の欄に掲げる当該住宅以外の建築物の床面積にそれぞれ額を合計した額（次号及び第十九号に規定する場合にあっては、これらの規定により計算した額）を合計した額とする。

十八 四の項における住宅以外の建築物について、申請に係る建築物に10に掲げる建築物（以下この号及び次号において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、8又は9の区分の欄に掲げる当該工場等以外の建築物の部分の床面積にそれぞれ額を合計した額及び10の区分の欄に掲げる当該工場等の部分の床面積にそれぞれ額を合計した額（当該合計した額が、8又は9の区分の欄に掲げる当該申請に係る建築物の床面積にそれぞれ額を合計した額を超える場合にあっては、当該額）とする。

十九 前号の規定にかかわらず、申請に係る建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として知事が定めるもの（省令第一条第一項第一号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の申請に係る手数料の額は、10の区分の欄に掲げる当該申請に係る建築物の床面積にそれぞれ額を合計した額とする。

二十 五の項における建築物について、法第二十九条第三項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、軽微な変更に該当することを証する書面の交付申請に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、区分の欄中「申請戸数」とあるのは、「一の建築物の申請戸数」と、第九号から第十一号までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは、「法第二十九条第三項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

別表第一十八の四の表備考第十二号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同号を同表備考第十四号とし、同表備考第十一号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第七号から第九号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同号を同表備考第十三号とし、同表備考第十号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第七号」を「第九号」に改め、同号を同表備考第十二号とし、同表備考第九号中「及び三の項」を「三の項及び五の項」に、「額は、口の区分の欄（2）に掲げる場合にあっては、ハ又はニを「額は、口の区分の欄（2）に掲げる場合にあっては、ニ、ホ又はハ」に、「前号」を「前二号」に、「口の区分の欄（2）に掲げる場合にあっては、ハ又はニの区分の欄」に掲げる当該申請戸数にそれぞれ額を合計した額（2）に掲げる当該申請戸数にそれぞれ額を合計した額）を「これらの規定により計算した額」に、「ハ又はニ」を「チ又はリ」に改め、同号を同表備考第十一号とし、同表備考第八号中「及び三の項」を「三の項及び五の項」に、「ハ又はニ」を「ニ、ホ又はハ」に改め、「申請戸数にそれぞれ額を合計した額」の下に「前号に規定する場合にあっては、同号の規定により計算した額」を加え、「ホ」を「ト」に改め、同号を同表備考第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 二の項、三の項及び五の項における一戸建ての住宅以外の住宅（2）に掲げる場合に限る。）について、申請に係る建築物の住戸部分をニ、ホ又はハのうち二以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、ニ、ホ又はハの区分の欄に掲げる当該申請の各戸数にそれぞれ額を合計した額

(当該合計した額が、への区分の欄(当該建築物の住戸部分を二及び水の区分により計算する評価方法による場合)にあつては、水の区分の欄)に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を超える場合)にあつては、当該額とする。

別表第一十八の四の表備考第三号中「八」を「ワ」に改め、同号を同表備考第八号とし、同表備考第二号中「おける」の下に「住宅以外の」を加え、「八」を「ワ」に、「イ又はロ」を「ル又はヲ」に改め、同号を同表備考第七号とし、同号の前に次の三号を加える。

四 一の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の住戸部分をホ、ヘ又はトのうち二以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、ホ、ヘ又はトの区分の欄に掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額(当該合計した額が、トの区分の欄(当該建築物の住戸部分をホ及びヘの区分により計算する評価方法による場合)にあつては、への区分の欄)に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を超える場合)にあつては、当該額)とする。

五 一の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、ホ、ヘ、ト又はチの区分の欄に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額(前号に規定する場合)にあつては、同号の規定により計算した額)及びリ又は又の区分の欄に掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。

六 一の項における一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、ホ、ヘ、ト又はチの区分の欄に掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額(前二号に規定する場合)にあつては、これらの規定により計算した額)及びル、ヲ、ワ又はカの区分の欄に掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額(次号及び第八号に規定する場合)にあつては、これらの規定により計算した額)を合計した額とする。

別表第一十八の四の表備考第一号中「五の項」を「四の項」に改め、同号を同表備考第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 この表において「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。

二 この表において「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一三の表の改正規定は、令和七年七月一日から施行する。

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十七号

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例

岐阜県警察本部組織条例(昭和二十九年岐阜県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号(一)中「(一)」の下に「及び(二)」を加え、同号(一)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 初動警察活動に関する事項

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十八号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一八の表一の項を次のように改め、同表二の項及び三の項を削る。

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百五号）第四条第一項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知の申請に対する審査	自動車保管場所証明書交付等申請手数料	一件につき	二、二〇〇
---	--------------------	-------	-------

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に警察署長が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百五号）第四条第一項ただし書に規定する通知を行った場合における自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十五号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「旧法」という。）第六条第一項（旧法第七条第二項（旧法第十三条第四項及び旧法附則第八項において準用する場合を含む。）、旧法第十三条第四項及び旧法附則第八項において準用する場合を含む。）に規定する保管場所標章の交付に係る手数料については、改正後の別表第一八の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県条例第十九号

岐阜県議会委員会条例の一部を改正する条例

岐阜県議会委員会条例（昭和三十八年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表企画経済委員会の項中「清流の国推進部」を「総合企画部」に、「観光国際部」を「観光文化スポーツ部」に改め、同表厚生環境委員会の項中「環境生活部及び」を「環境エネルギー生活部」に改め、「健康福祉部」の下に「及び子ども・女性部」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部改正）

2 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一五の表の次に次の一表を加える。

五の二 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単 位	額（円）
一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下この表において「法」という。）第十四条第一項に規定する美術品として価値のある古式銃砲等の登録の申請に対する審査	古式銃砲等登録申請手数料	一件につき	六、三〇〇
二 法第十五条第二項に規定する美術品として価値のある古式銃砲等に係る登録証の再交付	古式銃砲等登録証再交付手数料	一通につき	三、五〇〇
三 法第十八条の二第一項に規定する美術品として価値のある刀剣類の製作の承認の申請に対する審査	刀剣類製作承認申請手数料	一件につき	八〇〇

（岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正）

3 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二二十四の二の表を削る。

令和七年三月二十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社